

第六章 所屬各廓に於ける運動

税務、土木の各出張所、病院、各試験場等本府所屬各廓に於ては、本廳の通牒に基き各其の廓に適合せる方法に依り、趣旨宣傳の徹底に努むる所があつた。即ち本廳より送附せられたる施設物、各種印刷物の掲出配付を爲すは勿論、所員を一堂に集めて、其の長より選舉肅正に關する訓示を爲し、或は禁煙防止の方法を講ずる等、本廳の運動に呼應し極力趣旨の普及徹底を圖つた。

第七章 學校の運動

一、概 説

今次の第二次選舉肅正運動に於て特筆大書すべきことは自治振興選舉肅正家庭化運動の高調であつた。而してこれが運動の徹底のために家庭の全メンバーを總動員し、家庭内に自治振興選舉肅正の氣運を醸成することが何よりも肝要なので或は婦人團體の協力により、或は學校生徒兒童の参加によりこれが運動に邁進したのであつた。特に學校方面の運動は目覺しきものあり、選舉肅正双六により、選舉肅正作品展覽會により、これら純真なる小國民の参加は家庭間の肅正氣分を著しく成就せしめたのであつた。多少の非難駁論はあつたにせよ、これにより自治振興選舉肅正の上に多大の効果があつたと同時に、又一面兒童の自治公民的訓練の機会として、適切なる運動であつたことを疑はないのである。

二、子供に出来る選舉肅正双六

選舉肅正趣旨の宣傳普及に付ては各種の方法を講じてその實を擧げることゝ努めたが、特に今回はその家庭化運動の須要なるを思ひ、本府行部にては府學務部、市教育局、各小學校長と協力して、府内全小學校百十萬の兒童に『子供に出来る選舉肅正双六』を配布し、これによつて兒童の自治精神を觸發し、以て一つには家庭を通じて禁煙防止の徹底を圖ると共に一つには兒童の自治訓練の教材とした。

子供に出来る選舉肅正

六月十日は、東京府の府令第幾選舉の日です。この選舉は東京府は勿論、日本全國にとつて非常に大切なことですから、皆さんも一生けんめいお準備ひをして下さい。これが立派な忠實愛國になるのです。次に双六の盤を説明致します。どうぞ其の意を知るだけでなく、そのとおり實行して下さい。

一、盤の意と子供の心
 盤さまは清い心の人がお好きです。子供の心ほど清いものはありません。皆さんは近くのお宮にお詣りして、今度の選舉が正しく行はれますやうにお祈りして下さい。

りして下さい。

「地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スル」思召を以て明治二十一年地方自治制度を御公布されました。ですから各府縣町村に正しい政治が行はれることは大御心に副ひ奉ることになるのです。正しい政治は立派な議員によつて出来るのです。皆さん今度の選舉が正しく行はれ、東京府民が一層幸福になるやうお手伝いしましょう。

二、につこりうなづく子供のボスター

太座さんは朝早く起きて、人通りの多いところへ選舉肅正のボスターを貼りました。大人の人はにつこり笑つて感心してゐます。この人達はきつと正しい選舉を行ふに違ひありません。皆さんもボスターを作つて下さい。貼るときは

どこがよいか先生におきなさい。

皆さんの考へ出したのが一等よいのですが、次に前の選挙の時、誤謬をあげておきます。

正しき一票皇座の衆

衆議院の衆議院

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

を」といふ誤謬の中から、明るい東京府が生れ出ます。

七、アサツテトリヘリアシタハオミヤゲタラウ

(あさつて投票、あしたはお土産、太鼓)

お父さんが御用で遠方へ行つてゐられる時には、お忙しい爲に投票日をお忘れになることもあるから、二日ぐらゐ前に電報を打つてお知らせ下さい。その時おみやげも送れないやうお願ひするのですね。この給は太郎さんのお父さんが、太郎さんからの電報を御覧になつて、御土産を持つて大急ぎで歸つていらつしやうと云ふです。流線型の投票車がつしぐらに走つてゐます。

八、正しい選挙は子供の幸福

正しい選挙は皆さんの幸福です。府会で学校の事も相談します。こゝで皆さんに願ひの深い中等学校のことをちよつとお願いしておきます。東京府には中等校が五十六校、その中、公立が一、公立が十一、私立が四十四校あります。又高等女学校の数は公立が一、公立が十三、私立が七十で合計八十四校あります。この外に養育院が公立を合せて百二校、青年が公立が公立を合せて三百三十二校、其の他の各種学校が三百八十九校あります。

東京府はこれらの公立中等学校の爲に毎年六百萬圓のお金を費つてゐるのであります。其の中私立中等学校のために二十七萬九千圓、青年学校へ二十八萬八千圓の補助金を出してゐます。なほ新しい学校も次第に設けることと思ひます。皆さんのお父さんや兄さんや近所の方々がよい人を選挙して下さい、これらの中等学校もだん／＼立派な学校になるのです。

九、子供の力で明るい東京

皆さんの力で正しい選挙が行はれ、東京府の政治が正しく明るくなれば、やがて新しい生活した東京府が出来ます。子供の力で東京府が立派になるのです。

十、模範選挙は東京府から

東京府は日本の首都のあるところ、日本の頭です。日本中の人は、東京府でも模範でも、商工業でも衛生も、すべて東京を手本として努力してゐます。皆さんも日本中の小学生のお手本にならなければなりません。選挙の正に就ても、模範を示すやうにして下さい。

上り、衆議院の衆議院

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

衆議院は東京府から

お父さんやお兄さんや近所の小父さん達が投票に行かれると、その出口に小さい国旗が置いてありますから、それを持ち帰って来たといつて、この六月十日と書いてある紙の上に貼つけないといふ。すると、空に国旗がかかちやうでせう。これが本館の東京府政の心持であり、日本の旗の姿です。このスゴクをこゝまで仕上げた人こそ、ほんたうに「上り」に行つた人です。

内務省選挙課
選挙正中小選挙区別
(北原白秋著作
山田耕筈作白紙刷)

選ばうよ、みんな

一、選ばうよ、みんな、
正しい人を。

いつ出て見ても
青空高い。

そつて、そつて

この道行けば、

一重さくらに日が光る。

一重さくらに日が光る。

二、選ばうよ、みんな、
お家の爲めに。

生れの地は
そよ風、こ風、

そつて、そつて

この道行けば、

一重さくらに日が光る。

一重さくらに日が光る。

三、選ばうよ、みんな、
みんなのために、

よい人ひとり
真心あげて。

そつて、そつて

この道行けば、

一重さくらに日が光る。

一重さくらに日が光る。

四、選ばうよ、みんな、
正しい人を。

日本の人は
標の柱よ。

そつて、そつて

この道行けば、

一重さくらに日が光る。

一重さくらに日が光る。

三、選挙正正に関する綴方

先に配布したる選挙正正双六が児童に如何なる影響を與へたかをみるために、更にこれによつて觸發された児童の自治精神による家庭内の選挙正正を期するため、左の要綱を以て、選挙正正に関する綴方を募集したる所、府下全小學校長の全般的なる協力により夥しき優秀作

「子供に出来る選挙正正双六」ニ關スル注意

- 一、双六ノ配付ニ付テハ市區町村長ト協力ノ上達ニ之ヲ児童ニ手交シ家庭ニ持歸ラシムルコト
- 二、児童ニ配付スル場合ハ受持教師ヨリ双六利用珠ニ父兄ガ投票所ニ於テ配付ヲ受ケタル紙製「日ノ九國旗」ヲ双六ノ「上リ」ニ貼付スルコト等ニ付ヨク説明ヲ與フルト共ニ府政又ハ選舉ニ關スル講話等ヲ爲シ以テ児童ヲシテ選舉及ビ自治ニ對スル興味ト關心トヲ持タシメ進ンデ双六ヲ利用セシムル様指導スルコト
- 三、選舉期日後児童ヨリ双六ヲ提出セシメ教師ニ於テ夫々閱覽スルト同時ニ児童ノ感想等ヲ聴取シ且總選舉ノ結果等ノ講話ヲ爲シ更ニ双六ヲ児童ニ持歸ラシムルコト
- 四、双六ハ各學校ニ於テ児童ニ之ヲ配付シ双六ノ「上リ」ニ貼付スヘキ紙製「日ノ九國旗」ハ市區町村ノ各投票所ニ於テ各投票人ニ之ヲ配付スルモノニ付注意スルコト
- 五、児童數人ヲ有スル投票人ニ對シテハ投票所ニ於テ必要數ヲ請求シ得ル樺市區町村長ニ適宜シ置キタルヲ以テ其ノ旨児童ニ注意スルコト
- 六、児童ヲ有セザル投票人ニ在リテハ投票所ニテ交付ヲ受ケタル紙製「日ノ九國旗」ヲ近隣ノ児童ニ之ヲ交付スル様投票所ニ於テ説明ヲ與フヘキニ付其ノ旨児童ニ注意スルコト
- 七、児童ニ双六ヲ配付シタル上ハ之ヲ利用セシムルコトニ努ムベキハ勿論ナルモ之カ爲却テ弊害ヲ生セシムルカ如キコトナキ様特ニ注意スルコト
- 八、投票管理者ト連絡ヲ圖リ支障ナキ程度ニ於テ児童ヲシテ投票所ノ設備ヲ參觀セシメ選舉ニ對スル理解ヲ深カラシムルコト

佳作を得た、その作品の中に既述べた小國民の至誠至純なる愛國心は今後の府政の躍進を、延いては國家の發展を卜定して餘りあるものである。尙優秀作は單行本として輯録の豫定である。

優秀作

公立小學校	七篇乃至九篇(二年以上各學級一人)
各市區郡	七篇
青山師範附屬小學校	七篇
豊島師範附屬小學校	七篇
私立學校	五篇
國立學園	二篇
川村女學院小學校	四篇
双葉女子尋常小學校	五篇
曉星小學校	五篇
白百合女附屬小學校	五篇
立教女附屬小學校	一篇
成城小學校	二篇
慶應幼稚園	四篇
玉川學園	四篇

選舉適正ニ關スル綴方課題要綱

一、課題時期

東京府選舉適正實行部ヨリ配布シタル「子供に出来る選舉適正及六」ヲ各兒童ニ配布シ之ニ付教師ヨリ説明ヲ與ヘタル後課スルコト(大體選舉期目前三日トス)

二、課題

「子供に出来る選舉適正及六」ヲ利用セシムルコトヲ主眼トシ大體左記ノ如キ課題トスルコト

- (イ) 子供に出来る選舉適正
- (ロ) 選舉適正及六ヲ讀イテ
- (ハ) 選舉適正ト私達
- (ニ) 及六ヲ父母兄弟ニ見テ讀イテ
- (ホ) 選舉適正ノ話ヲ聽イテ

(ト) オ父様オ兄様ト讀正及六ヲシテ
オ友達ト讀正及六ヲシテ

三、課題學年

府内(島嶼ヲ除ク)小學校(高等科ヲ含ム)二年以上ノ兒童

四、審査方法

1 東京市ニアリテハ各學級ヨリ一名宛ノ佳作ヲ其ノ學校ニ於テ選ビ更ニ各區校長會ニ於テ其ノ中ヨリ一學年一名宛ノ優秀作ヲ選ビ之ヲ東京府地方課選舉適正實行部ニ送付ス

2 八王子市ニアリテハ前項「區校長會」ヲ「市校長會」トスル外同方法ニ依ルコト

3 都ニアリテハ前項「市校長會」ヲ「郡校長會」トスルノ外同方法ニ依ルコト

1 府實行部ニ送付シタル優秀作ハ府實行部ニ於テ之ヲ審査シ各學年ヨリ十名宛ヲ選出シ之ヲ取纏メ選舉適正運動ノ記録トシテ單行本ニ印刷シ之ヲ一般ニ配布シテ教育上ノ資料ニ供ス

5 府實行部ノ審査ハ知事ノ囑託シタル、府總務部長、府學務部長、府地方課長、府學務課長、府視學官、府視學、市視學、三師範附屬主事、訓導之ヲ當ルコト

五、賞品

各學校ニ於テ選ビタル佳作ニハ府實行部作成ノ「メダル」ヲ、校長會ニ於テ選出シタル優秀作ニハ知事ノ賞狀ヲ授與スルコト

六、選出期限

1 各學校ニ於テ選出シタル校長會ニ提出スル期限ハ六月十五日限リトスルコト

2 校長會ニ於テ選出シタル府實行部ニ送付スル期限ハ六月二十五日限リトスルコト

3 府ノ審査結果ハ大體七月十日迄ニ之ヲ發表スルコト

4 期限迄ニ提出ナキモノハ該當ナキモノトシテ取扱フコト

ハ、府實行部ニ提出シタル綴方處理方法

1 府實行部ニ提出シタルモノハ之ヲ返付セズ

2 單行本ニ載録セラレタルモノノ作品ノ著作權ハ本府ニ歸屬スルコト

四、女學校の運動

棄権防止の徹底を期するため、本府に於ては『今日は府會議員選舉、投票の済まない方は今直ぐ投票所へ』の投票啓票ポスター六萬枚を作製し、府内全公私立高等女學校に依頼し投票日早朝を期し、一人一枚宛一齊に府内各所に貼付宣傳した。

午前七時より
午後六時まで

府會議
員選舉
投票日

今日は

投票の済まない方は
今すぐ投票所へ

貼付上の注意

- 一、貼付の日時 六月十日早朝より午前中に之を了すること
- 二、貼付の場所 公衆の目につき易き公私建物又は柱、壁等（特に禁止したるものを除く）
- 三、貼付の區域 函に定めず選挙の途上成るべく人通りの多き所に
- 四、貼付後の處理 自己の貼付したるものは勿論他人の貼付したるものと雖も十日後は速に之を撤去し自宅又は學校に持來り紙屑に準じ處理すること
- 五、経 費 學校及生徒の勞力等（注）
- 六、注 意 生徒をして貼付せしめる場合は特に注意を與へ、之が爲弊害を生ぜしむるが如きことなきを期すること

五、各種中等學校の運動

豊島、青山兩師範學校を始め、下各種中等學校では、公民教育の立場よりしても、選舉肅正の精神を徹底せしめる事は、立憲政治に關する認識を深からしめることとなるので、各校とも夫々本府より送付せられた各種印刷物を配布して、生徒の父兄に呼びかけ、朝禮時又は修身の時間を利用して、特に選舉肅正の意義につき校長より訓話をなし、或は生徒をして選舉肅正に關する作文を作らしめて、政治教育の一助と爲すと共に一面選舉啓票の普及に努めた。又自治振興選舉肅正中堅人物講習会の開催せらるるや、繰り合せて教員を出席受講せしめた學校もあり、殊に棄権防止に對しては各校とも熱意を以つて之が協力に當つた。

第八章 新聞社及放送局との協力に依る運動

二〇二

一、概 説

今回の府會議員の選挙は、「官民一致で理想選挙へ」のスローガンの下に、凡ゆる方面に「端正徹底」の氣運が瀰満してゐる現下の状態に鑑み、本実行部に於ては、新聞社との協力宣傳の必要あるを痛感し、五月九日帝國ホテルに於て市内各有力新聞社市内版主任記者との懇談會を開催し、端正運動に關し協力宣傳方を依頼した。その結果、紙上宣傳は素より、各種懸賞募集を通じて或は映畫、會合等を通じて、端正趣旨は汎く普及徹底された。

二、東京朝日新聞社の運動

(1) 府政を語る座談會

端正選挙の徹底を期し、棄権防止の萬全を保するためには、一般府民の府政に対する關心を一層深からしめることの必要なるに鑑み、同社では五月二十二日午後五時から同社樓上に於て、府政を語る座談會を開催した。本府よりは横山知事、林總務部長出席、選挙端正、棄権防止をはじめ、府政に關する豊富なる話題に、和やかなうちにも活潑なる座談が交され十時過散會した。(内容は五月廿三日より六月三日まで同紙市内版に掲載、第五編餘録参照)

(2) 府選端正の會

舉國選が高唱されてゐる秋、帝都を含む東京府會議員の選挙の結果如何は正に帝都並に府民の選に對する自覺の現れとして各方面から非常な期待をかけられてゐる時、同社は茲に府民各自の清き一票による明朗なる府會建設を翹望し、東京府と共同主催にて府下四ヶ所に府選端正の會を開催した。その結果選の趣旨は凡ゆる巷に到るまで普及徹底したことは、洵に府政のため慶賀すべきことである。

第一日 六月二日(火) 午後七時	於本所公會堂	余興	△映畫 三遊亭金馬 △講談 大島伯鶴	聴衆 一、〇〇〇名
扶 歩	東京府地方課長 廣橋眞光氏	高島木峰氏	△映畫 朝日世界ニュース、鯨群を追うて、東亞の鎮め	聴衆 一、〇〇〇名
講演	選挙端正と國民の覺悟	高島木峰氏	△映畫 朝日世界ニュース、鯨群を追うて、東亞の鎮め	聴衆 一、〇〇〇名
餘興	△漫才 花奴、時之助 △浪花節 玉川勝太郎	高島木峰氏	△映畫 朝日世界ニュース、鯨群を追うて、東亞の鎮め	聴衆 一、〇〇〇名
第二日 六月四日(木) 午後七時	於滋谷區廣尾小學校	余興	△映畫 三遊亭金馬 △講談 大島伯鶴	聴衆 一、〇〇〇名
扶 歩	東京府地方課長 廣橋眞光氏	高島木峰氏	△映畫 朝日世界ニュース、鯨群を追うて、東亞の鎮め	聴衆 一、〇〇〇名
講演	選挙端正と國民の覺悟	高島木峰氏	△映畫 朝日世界ニュース、鯨群を追うて、東亞の鎮め	聴衆 一、〇〇〇名
餘興	△漫才 花奴、時之助 △浪花節 玉川勝太郎	高島木峰氏	△映畫 朝日世界ニュース、鯨群を追うて、東亞の鎮め	聴衆 一、〇〇〇名
第四日 六月六日(土) 午後一時	於八王子第一小學校	余興	△映畫 三遊亭金馬 △講談 大島伯鶴	聴衆 一、〇〇〇名
扶 歩	東京府地方課長 廣橋眞光氏	高島木峰氏	△映畫 朝日世界ニュース、鯨群を追うて、東亞の鎮め	聴衆 一、〇〇〇名
講演	選挙端正と國民の覺悟	高島木峰氏	△映畫 朝日世界ニュース、鯨群を追うて、東亞の鎮め	聴衆 一、〇〇〇名
餘興	△漫才 花奴、時之助 △浪花節 玉川勝太郎	高島木峰氏	△映畫 朝日世界ニュース、鯨群を追うて、東亞の鎮め	聴衆 一、〇〇〇名

日比谷公会堂
東京府警務部長 林 信 夫氏
△小唄 喜代三 △曲技 奥野イチロウ、ジロウ、サブローウ
△映畫 朝日世界ニュース、鯨群を追うて、東亞の鎮め
聴衆 二〇〇〇名

新聞記事抄

来る六月十日を期して全
東京府議員選挙が行は
れる、舉國選民が注目さ
れてゐる秋、帝都を含む
東京府議員選挙の結果如何
は正に帝都並に府民の選
選に對する
自覺の現れ
として各方
面から非常
な期待をか
けられてゐ
る、本社は茲に皆さんの
注き一環によつて立派な
府會を築き上げること
を期し東京府と共同主催
にて府下四ヶ所に『府選
肅正の會』を催します。

府選肅正の會

新無場入もれ何

主 東 京 府
僅 東京朝日新聞社

第一日 六月二日(火)午後七時
本所公会堂
東京府警務部長 林 信 夫氏
△小唄 喜代三 △曲技 奥野イチロウ、ジロウ、サブローウ
△映畫 朝日世界ニュース、鯨群を追うて、東亞の鎮め
聴衆 二〇〇〇名

第二日 六月四日(木)午後七時
渋谷區廣尾小學校
東京府警務部長 林 信 夫氏
△小唄 喜代三 △曲技 奥野イチロウ、ジロウ、サブローウ
△映畫 朝日世界ニュース、鯨群を追うて、東亞の鎮め
聴衆 二〇〇〇名

第三日 六月五日(金)午後七時
八王子市第一小學校
東京府警務部長 林 信 夫氏
△小唄 喜代三 △曲技 奥野イチロウ、ジロウ、サブローウ
△映畫 朝日世界ニュース、鯨群を追うて、東亞の鎮め
聴衆 二〇〇〇名

第四日 六月六日(土)午後二時
日比谷公会堂
東京府警務部長 林 信 夫氏
△小唄 喜代三 △曲技 奥野イチロウ、ジロウ、サブローウ
△映畫 朝日世界ニュース、鯨群を追うて、東亞の鎮め
聴衆 二〇〇〇名

三、東京日日新聞社の運動

「ニュース映畫に依る宣傳」

同社に於ては、選肅肅正の映畫を通じて普及徹底せんとし、市内の肅正状況並に本府實行部の匆忙状況を撮影し、五月二十一日より一齊に全國各常設館に上映宣傳した。

四、讀賣新聞社の運動

「乗機率豫想懸念集」

官民協力『理想選挙』を目標として凡ゆる方面に「選挙肅正」の聲が高く叫ばれてゐる秋、市民の義務は清き一票を完全に行使することにある。茲に同社は肅選の効果如何を検討するため、本府と協力して大東京卅五區の市民諸君が、如何にその義務であり権利である選挙権

を生かしたかを見ることとした。即ちどの区が最も棄権率が少ないかその豫想を懸賞募集したる所、懸賞者は二萬七千五百六十七を算し市民の府政に対する関心を深からしむるために甚大の効果があつた。

懸賞募集の成績
 懸賞者 計 二七、五六七人
 内 詳

一	二	三	四	五
等	等	等	等	等
一	七	二〇	二六	三〇
人	人	人	人	人
抽籤ノ結果當選者	一	三	七	二〇
人	人	人	人	人
賞金(一人分)	三〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇
人	人	人	人	人

新聞記事抜粋

棄権率の勢いは
 果してどの區か
 皆さんの豫想募集

石金試の選考

戦ひの幕を切つて
 落した全同の府令
 議員の選挙は、官
 民協力「理想選挙」
 を目標としてあら
 りる方面に「選挙
 正」の聲が高く呼ばれてゐま
 す。市民の選挙は「清き一票を
 完全に行使する」ことにありま
 す。こゝに本社は「選挙」の放
 果如何を設計するため、東京府
 と協力して大東京廿五區の市民
 諸君が、いかにその義務であり
 権利である選挙権を生かしたか

主催

東京新聞社

五、報知新聞社の運動

「市会議員選挙正寫眞懸賞募集」

世を擧げて選挙運動の時、同社は府会の浄化を目ざし、正選挙の徹底を期するため、選挙正寫眞の懸賞募集をやつた。その結果「街頭の強調」選挙は他等の手で「選挙提灯」小さき奉仕等の優秀作を出し、紙上から飾窓から最も強調された選挙感覚を以て人々に迫り選
 挙上に多大の效果をもたらした。（本誌寫眞版附録）

新聞記者投稿

懸賞

東京府会議員選挙はいよいよ六月十日に迫りました、本社は府会の
 浄化を目ざし、正選挙の徹底を期するため、左の規定により府会
 選挙正寫眞の懸賞募集をいたします。屋内、街頭いづれを問はず、
 選挙正寫眞を強調する題材を捉へ、何日も切迫して居りますので至急
 に寄つて応募して下さい。

応募規定

寫眞の大きさ（四ツ切大のこと）懸賞寫眞は一切
 お返しいたしません

締切 六月五日

募集

府会選挙正寫眞

賞金

- 特選 東京府知事杯
- 一等 東京府知事賞 五十圓
- 二等 東京府知事賞 三十圓
- 三等 同上、賞金 二十圓

◆入選發表期 六月七日付報知
 グラフ紙上
 ◆宛名先 九の内報知新聞社
 寫眞部
 ◆審査員
 「東京府会」知事 横山 助成氏
 總務部長 林 信夫氏
 地方部長 廣橋 義光氏
 廣田編輯局長
 鈴木寫眞部長

【本社刊】

主 催 東 京 府 ・ 報 知 新 聞 社

六、時事新報社の運動

「小學生選挙紙上展覧會」

二期六

明朗帝都の實現を目差して、同社は全市小學校兒童の選舉公正に關係ある作品を募集したる所、繪畫、作文、書方、圖案等夥しき優秀作を得、五月二十五日(第一回)六月一日(第二回)八日(第三回)十五日(第四回)に互に展覽會を開催夫々各日曜日同紙面に掲載宣傳した。その結果は、選舉公正の上に多大の貢獻をなしたるのみならず、これによつて兒童の自治公民精神を觸發し、來るべき世代の明朗憲政の立役者たる小國民の自治的訓練の機會として多大の効果があつたことを確信する。

新聞記事抄

選出紙上展覽會に

皆さんの作品を

★☆☆☆☆お送り下さい

好評の爲一回追加

「明朗な帝都」を實現するため我社は全市小學校兒童の選舉公正に關係のある作品を募集し、毎月曜日の本紙面に「選舉公正紙上展覽會」を開いてゐますが、皆さんが時事新報を購読にして「よし」よい作品を送つて下さると、展覧の先生方が熱心に應接して下さいとの「紙上展」は非常に評判がよく、保員一同大喜びです。展覽會は去る五月二十五日(第一回)六月一日(第二回)と今八日(第三回)と開きましたので、今回で終る筈でしたが、これでは折角書いて下さつたよい作品が載せ切れない程多いので少年少女の團は大奮發して一回追加して十五日にも続けることにいたしました。よい作品があつたら十一日までに送つて下さると間に合ひますから友人を誘つて應募して下さい。吾社は送つて下された作品を立派な先生方から見えて貰ひ、秀れた作品には特賞として特設な賞時計やメザン時計、シャープ等をお贈りし、また参加者には全部日本橋區馬場町平足堂平商店發賣「レトロクリム」を一個宛を贈ります。作品の送り先は麹町區丸の内、時事新報社内「少年少女の團」として下さい。

七、國民新聞社の運動

「選舉公正花火大會」

同社は選舉公正宣傳の爲め、六月六日午後六時より、隅田公園に於て、選舉公正花火大會を開催した。「府民一致で模範の選舉」、「樂てるな一票我等のつとめ」等の標語が星づく空に水に明滅する美しさ、折柄の初夏の良夜に涼を趁うて集る夥しき人々の群は約十萬人と註せられ隅江畔には時ならぬ不夜城を現出した。

(1) 知事、警視總監及市長講演放送
六月八日午後六時二十五分から五十五分まで東京府知事、警視總監及東京市長がラヂオを通じて、全府民に對し、選挙肅正、棄権防止につき講演放送をなした。

(2) 自治振興の夕

知事、總監、市長講演要旨（別紙）

夾樣防止・選舉清正

六月六日 午後六時より九時（雨天順延）

陽田川・陽田公園前

選舉監察

空中に炸裂する花火より、展覧する
巧珍な仕掛花火であらはれる

漢一書一錄

法政學

故き一宗

必ず果せ

正しき選挙

東京の娶れ

第一條

輝く府政

經緯圖說

.....

子供に教へぬ

註の送取

財民一、五、六

模範送迎

東京通商

縣々府政

主 催 國 民 新 聞 社 後 援 東 京 府 警 視 廳

選・舉・肅・正・中・央・駐・盟・其・他・の・標・語

すなりあでのもたし茶葉宵懸て於に縣府道國全もれ何

[illegible]

自治振興選舉應正題旨の宣傳普及の目的を以て、府學務部及市教育局に於ては、六日七日午後七時半より八時迄左のプログラム通り、自治振興の夕を放送した。

二〇八

1 童話	選ばうよ、みんな	(女師附屬児童)
2 朗讀	自治の精神	(豊島附屬児童)
3 ドラマ	國民の努力	(青島附屬児童)
4 歌	選舉の日	(四谷第一小學校児童)
5 唱	歌	(男子一人、女子一人)
	選舉應正の歌	(京橋商業生徒、府立一商生徒)

知事ラヂオ放送講演要旨

今春行はれました衆議院議員の總選舉に於きまして豫期以上に公正の計結果を収め得ました事は、之側に府民各位の熱誠なる御協力によるものでありまして、深く感謝の意を表するものであります。

各位も既に御存知の通り、愈々明後十日には東京府々合議員の總選舉が執行されるのであります。今も各位の理解ある御援助に依りまして全國に模範となる理想選舉を行ひ度いと念願致して居るのであります。本府は總選挙審視廳、東京市並に府下各市町村と相協力致しまして、鋭意其の運動に邁進して居るのであります。

前回の公正運動は勿論我々政治史上に特筆大書するべき劃期的な出来事でありました。

然し乍ら何一節には遺憾な點もあつたのであります。斯くの如き國家の大事業は決して一朝一夕には能く其の成果を収める事が出来ないのであります。更に一層の熱意と努力とを以て根強く、此の運動を執行致しますならば其の理想の實現を決して遠い將來に委ねざる事を確信するのであります。今回の府合議員選舉に於きましては此の目標の下に、各位に御一層の御助力を切望して止まない次第であります。

本府々合議員の選舉に於きましては、從來の實績に倣はずと案議事が可なり高いのが缺點であります。之は悉く府民各位が府の行政に對して餘り關心をお持ちにならなかつた結果であらうかと存じます。然し東京府は我々國の首都の所在地として非常に重要な地位を有し其の事業頗る廣汎であります。本府の今年度の豫算は六千五百萬圓で全國道府縣中第一位で本府人口二人當り

十圓であります。

其の歳出の第一は警察費で約二千四百萬圓、即ち警視廳としての豫算で一萬四千名の警察官を以て此の帝都の治安に當つて居るのであります。

第二は土木費で千七百萬圓、道路河川の改修費であります。他に都市計畫事業がありまして本府は非常に大きな土木事業をして居ります。

次は八百萬圓の教育費で教育行政と府立學校の經營に充てて居りますが、人口の増加に伴ふ入學難の緩和は大きな問題であります。勸業費は二百十五萬で商工業並に各種産業の助長發達に努力して居ります。

其の餘社會事業費、衛生費等何れも市町村の事業と連絡して府民の爲に必要な施設をして居るのであります。

此等の經費を賄ひます歳入の中で最も主要なものは年額二千四百萬圓の府税で、府民一人當り三圓七十八錢、これは直接府民の負擔であります。

而して此の尠大な豫算を府民の皆様に代つて議決決定し府政の運用に參照致しますのが即ち東京府會であります。斯くの如く重要な職責を果す府會でありますから、これを構成する府合議員の人選如何が直接間接府民の皆様に重大なる影響を及ぼすことは申す迄もないのであります。其の選舉に當りましては、最も慎重に、公正に、而も一人の棄権もなく眞に自分の信ずる人格の人に投票して戴き度いのであります。

今や我國は未曾有の非常時局に直面し、特に庶政一新の機に會してゐるのであります。此の秋に廣く、國政の基礎をなす地方自治政を刷新する事は洵に意義深きことと申さねばなりません。吾々東京府民は茲に地方自治政の施行遊ばされまして、明治大帝の至深至高の御慮に基き、深く地方自治政の本義を省察して、東京府政の振興のために萬全の努力を拂はなければならぬのであります。殊に繁榮の下に在ります本府の府政は將に全國の模範となるべきであります。

何卒府民各位に當かれましては、深くこの重責を自覺されまして、來るべき選舉には、一人の棄権する人もなく眞に理想的な立派な選舉を行はれます様切にお願ひ申上げる次第であります。

警視廳ラヂオ放送講演要旨

過激施行せられし衆議院議員の選挙に先立ちまして、警視廳は、東京府、市並に検事官局と、積極的に連繫し、舉一致、選挙公正の運動に参加致して参つたのでありますが、特に取締りといふ立場から致しまして、一般選挙人各位に於て、其の大部分の資力、即ち選挙権行使の上に、不正行為を敢てすることなく、選挙の眞精神に即り、その節操が、堅く保持せらるることを期して、選挙法令の徹底、選挙違反の防止に、最善を盡したものであります。幸に一般有権者各位に於ても、克く、選挙の本旨を察得せられ、一掃の不正行為を除きましては、従来になく、眞實に、且つ正しく、選挙権を行使せられ、棄権者の如きも、比較的少数でありましたことは、洵に悦ばしき次第であります。

尙富國本然の使命として、選挙界不正の排除に努めて参りました中にも、特に茲實なる選挙の一時に富國を盛くしまして、投票買収の行爲を、最重に取締ると共に、選挙権買収の仲介をなす、所謂選挙「ブローカー」選挙「ボス」等の徹底的排除に力を致したのであります。之等に類する犯罪の検挙数は、相当多数に上りまして、或は、適正選挙の効果を云々する向うを生じたのであります。斯くの如く適正選挙の事とは申し乍ら公の節操を無視して依然として、惡性なる犯罪の起えませんことは、國家政治の爲に寔に遺憾に存する次第であります。

従来、選挙の取締に當りまする警察官の態度に關しましては殆どもすれば、兎角の批評を聞くことが、ないでもなかつたのであります。前回の選挙に際しましては眞に、厳正公平なる取締が行はれて、其の間に偏頗情實等の介入を許されなかつたのであります。彼の一黨一派に偏したといふが如き非難の無かつたことを、洵に欣快に存するものであります。

固より選挙の取締には毫末の私心を遺し置かざることを計しませぬと共に、苟も、不正は絶対に之を排除致し、正義は徹く之を維持するといふ立場の下に、堅き信念を以て選挙犯罪の取締に努力し來つたものであります。今後に於きましても、この信念には寸毫の變りもなく、これを堅持して参る積りであります。

今や東京府會議員の選挙も、目下間に迫りつつありますが、更に今秋には、區會議員の改選が行はれ、秋、明年三月には、東京市會議員の選挙が行はるることと相成つて居ります。此の場合一般有権者各位に於かれては、各自治の繁榮に寄與すべき大切な選挙の一環の行使に深き關心を有せられ、決して其の期待に背かざる淨く正しき態度を以て一貫し、又選挙運動に従事する人々も絕對

に汚濁に染み、不正に陷ることなく、眞に公明正大なる運動を以て終始致されむことを望む次第であります。

以上は取締の立場にありますが、卒直に申し上げた心算であります。要は私共と致しましては只管に選挙違反者の絶無ならんことをこれ祈るに外ならぬのであります。

終りに一言致したいことは、取締に従事致しまする警察官も亦奉公の誠を以て、眞に正しき選挙の實現の爲に、最善の努力を捧ひつつあるのであります。警察廳若連行の上にも深き御理解と充分なる御援助とを切に希ふ次第であります。

牛塚市長放送講演要旨

いよいよ東京府會議員選挙も明後日に迫つて参りました。

どうか東京市民の面目にかけて、此の選挙を本當に立派に遂行したいものであります。選挙公正運動は、衆議院議員選挙の直後に起つた亦變のために一時中絶の姿でありましたが今度の府會議員選挙を目指して、再び市民諸君の御協力の下に各種の運動を開始致しましたところ、適正精神は案外に人心の深いところに浸み込んで居るものと見えまして、どの場合にも豫想以上に多数の出席者があり、其の態度も頗る眞實味を加へて参りました。

此の東京市に一萬四千三百餘名の選挙適正員を御願ひいたしましたところ、皆様が進んで御承諾になり適正の實を擧ぐることになり進められましたことは誠に感謝に堪へない次第であります。尚ほ昨七日に兩國國技館に於きまして府會議員候補者を中心として適正を擧ぐつたため選挙適正員を始め関係者各位の御参加を煩はしましたところ二萬有餘の大集合を見ました。これは本市の自治政史上に一の光彩を添へたものであると存じます。

此の兩三回の運動によりまして、直ちに理想的な選挙の適正が行はれるといふことは望まれませんが、少くとも選挙が單に有権者と候補者との間に行はれる一種の取引であつた時代はすでに掃き払われ申しまして適正でないといふ存じます。此の兩度の運動で小学校の児童を始め婦人並に青年男女等未だ公民権を有つて居ない人々に至るまでも此の際何等かの働きをして、どうか立派な憲政の地味方自治の行はれますやうにと努力される様になりましたことは誠に顯著な事實であります。これと同時に従来どちらかと云へば、選挙に對しては冷淡であると云はれて來た有識者間に、一つの大きな覺醒を見たことであります。

例へば昭和八年の市会議員選挙には銀行会議員の落選者が百人中五十三人八分でありましたが、今春の衆議院議員選挙では僅かに二十三人に下り、官公吏は四十八人四分から十二人五分に下つて居ります。それに今春の選挙の成績では一番落選率の高かつたものでも落選者の百人中三十九人一分であり、通信業落選者と公吏は一番少ない方でいづれも九人二分に過ぎないものであります。かうして全體では百人中二十七人六分といふ大都市として選挙外の好成績を挙げるに至りました。然るに府会議員となりまして四年前に行はれました選挙には四割以上の落選で、赤坂區の五割七分四厘、神田區の五割六分三厘を最高として、最低でも江戸川區の二割三分五厘といふ不成績でありましたことは誠に

お草しい次第であります。

二一〇

府会議員の選挙が如何に東京市民の重要な責任であるかは只今横山知事から充分にお述べになりましたところであり、端正選挙について石田警視總監のお話もありました通りであります。私はたい市民諸君と共に誓つて確信ある一票を投じて、以て府政の上に輝きを添えたいと思ふものであります。どうか此の機会に於て有様者各位は在京の方は勿論のこと所用で地方に出て居る方も是非御協合の上舉つて處信の一票を投ぜられ本市選出の名に恥ぢざる候補者の當選を希望してやまないものであります。

第九章 婦人團體の運動

一、概 説

今回の本府第二次選挙端正運動に於て特筆大書すべきことの一つは婦人團體の活潑なる協力活動である。前回の第一次選挙端正運動に於ても、その協力により多大の効果を齎したのであるが、今回は、家庭婦人に取り切實なる關係を有する府会議員の選挙であるだけに、婦人の關心も特に激成されたためか、或は會合に、府政リーフレットの複製に、街頭宣傳に、華々しき活動がなされたのであつた。その結果、選挙端正上多大の効果を収めたるは固より、公民教育の徹底、とりわけ府政に関する智識の普及の上に甚大の効果を齎したことは、府政に取り何よりも悦ぶべきことであつた。

二、婦人團體代表者との懇談會

選挙端正運動の徹底的普及を図る目的を以て四月九日比谷松本楼に於て各婦人團體と懇談會を開催し、種々協議依頼する所あつた。(詳細第一章二登載)

三、婦人團體との協議會

五月十二日比谷松本楼に於て婦人團體協議會を開催し

一、自治振興選挙端正婦人中堅者講習會ニ關スル件

二、選挙端正婦人大會ノ件

三、各區ニ於ケル婦人團體ノ運動

選挙端正ノ家庭化運動

座談會開催ノ件

街頭宣傳ノ件
等に関し協議決定した。(詳細ハ第一章ニ登載)

四、婦人中堅者講習會

自治振興選舉正家庭化運動の主動的中堅婦人の養成を目的として五月二十一、二十二の兩日、麹町區公會堂に於て婦人中堅者講習會を開催したところ、選舉正實行委員(婦人)、正員(婦人)、各婦人團體幹部、教職員其他有力婦人の参加を得て頗る盛會裡に會を開することを得た。

期 日	講 習 科 目	講 師 名
第一日	開講式 東京府政概要	東京府地方課長 東京府總務部長
第二日	自治振興選舉正運動と婦人ノ立場 意見發表 終了證書授與 閉講式	東京府日新聞編輯委員 前同多門氏 講習員有志

出席者

第一日 三三〇
第二日 二九七

計 六二七

講習證書授與者 二四八

(別紙) 婦人中堅者講習會要綱

五、選舉正婦人の集ひ

自治振興選舉正の普及徹底は單に男子の運動だけでは達成されるものではなく、婦人の、殊に家庭の主婦の協力を得て始めて達成されるものであるが、これがためには一般家庭婦人に對し、之が趣旨の普及徹底をはかり以て婦人の自覺を促し、各家庭に、舉つて此の一大愛國運動に邁進するの氣運を醸成せしむることが何よりも肝要なることに鑑み、本府に於ては六月三日午後一時より、日比谷公會堂に於て府下各市町村婦人のために、次のプログラムに依り「選舉正婦人の集ひ」を開催したところ、参加者三千名に及び、而もその大部分は家庭婦人であつたことは、府政のため國家のため一大收獲であつたことを確信する。而して此等三千名の婦人の間に、自然に醸成されたる

- 一、目的 自治振興選舉正家庭化運動ノ主動的中堅者ヲ養成スルヲ以テ目的トス
- 二、講習員ノ資格 選舉正實行委員(婦人)、選舉正員(婦人)、各種婦人團體幹部、教職員(婦人)其ノ他市町村内有有力婦人ニシテ實際運動ニ活動シ得ル者ノ中ヨリ市町村長ノ推薦シタル者(東京市ヲ除ク)
- 三、講習員ノ任務 受講者ハ市町村長ト協力シ將來市町村ニ於ケル選舉正家庭化運動ノ實行指導ニ當ルモノトス
- 四、講習員ノ数 八王子市及東京市ノ區ハ各十人内外、町村ハ各二人(希望者多數アル場合ハ府實行部ト豫メ協議スルコト)
- 五、開日及期間 自五月廿一日二日間
至五月廿二日二日間
- 六、会場 麹町區公會堂
- 七、主催 東京府選舉正實行部、東京市選舉正部
- 八、全科目受講者ニハ講習終了證書ヲ授與ス
- 九、講習員ノ旅費ハ市町村、各團體又ハ個人ノ負擔トス
- 一〇、市町村長ノ推薦シタル者故障ノ爲受講不可能トナリタル場合ハ他ノ適任者ヲ受講セシムルモ適宜トス但其ノ旨講習會事務局ニ届出ズルコト

自費は、後に掲ぐるが如き申し合せを生み出し、大成功程に會を開いたのであつた。

プログラム

- 1 開 會 東京府總務部長 林 信 夫
- 2 若々代演唱 全 員
- 3 憲法發布勸告本讀 東京府知事 横 山 功 成
- 4 授 旗 同
- 5 同 東京市長 牛 塚 虎 太 郎
- 6 中 合 牛 塚 虎 太 郎
- 7 訓話(自治振興選挙公正ニ就テ) 内務大臣 酒 津 之 祐
(要項左記ノ通り)
- 8 婦人意見發表 久 市 白 落 實

東京市選挙公正実行委員会委員 久市白落實

東京市小石川区選挙公正実行委員会委員 渡 邊 と め

愛国婦人會評議員 山 本 俊 子

9 講演(選挙公正婦人ノ立場) 選挙公正中央委員会常任理事兼衆議院議員 田 澤 義 雄

10 閉 會 東京市監査局長 前 田 賢 次

休 息

11 授 旗 崔 承 喜

12 散 會 司 合 者

湖内務大臣訓話要項

本日の選挙公正婦人運動日に當り、東京府並に東京市共同主催の下に格下に於ける多数有力なる婦人の方の御参加に相成りました機会に於きまして、所望の一端を申し述べますことは私の榮に欣奉とする所で御座います。

既に皆様も御承知の通り、昨年から今春にかけては、全国に亘り選挙公正運動が行はれたのであります。この運動は殆んど空前とも謂はれる程實に眞摯なる一大國民運動でありまして、全國民衆の御協力の下に於て熱誠に、且つ眞摯なる態度で實施されたのであります。而して此の運動實施の結果に於て相當立派な効果を挙げました事に就いては、一般讀者の齊しく之を認むる所でありま

婦人の方の御力向かも極めて強い協力支援の御座いました事實を看過す事は出来ないのであります。即ち東京に於きまして、屢々御婦人の手に依つて熱心なる公正選挙會や座談會その他の催は行はれましたことは御承知の通りであります。これは獨り東京市に於て計りでなく、全國の各地に於て行はれて婦人の方に依る此の種の催しが行はれて、それが公正の趣旨を達成するに附からぬ貢獻をなして居られるのであります。又或は時に幾くが如き熱意をも願はず、或は折柄の暴風雪をも目して多数の御婦人が自ら街頭に立たれて文書宣傳に努められましたあの熱意が、如何に選挙の普及と徹底に偉大なる効果を齎し得ましたかは申す迄もない所でありまして、何又選挙公正婦人聯合會に於きましては、全國の候補者夫人に對して書面を寄せられ候補者の令夫人と謂ふ立場から此の運動に協力せられる様にとの希望に達せられたのであります。この事などは御婦人として如何にも心を砕いての行届いたお働きでありまして、此の手紙を手にとられた各候補者夫人が非常に心を動かされ、衷心より良人の當選を祈り乍らも其の選挙の正しく清く行はれます様態になり目前になつて良人を助けられたその功績も計りなかつたと申されて居るのであります。

按て此の選挙公正運動が實施せらるゝに當りまして、選挙そのものに就いて、直接の關係がないにも拘らず多くの御婦人が何故に斯くまでも熱心に此の運動に協力し之を支持し應援せられたのでありませうか。固より之は、此の公正運動なるものが老若男女を問はず、全國民一體となつて之に當らなければならぬものだと思ふ強い意識が一般によく行き渡つた結果であるとも申されませうが特に御婦人の支持協力を得ました事に關しまして、私はこゝに二つの理由を挙げて見たいと思ひます。其の一つは選挙公正運動が一種の國民良心の作興運動であつたと謂ふことであり、他の一つは此の運動が明らかなる政治の實現運動であり、従つて又國民生活の安定向上の爲に必要欠くべからざる運動であつたと謂ふことであります。

個人々々に良心のあるのと同様に、個人の集りであります所の國家社會にも亦自から其處に其の良心とも申すべきものがありますことは申す迄も御座いますまい。所で、此の國家社會の良心が、若しも何等かの原因に因りまして麻痺いたし、低級なるものと相成りました場合には如何でありませうか、人々の行ひ

は差れず、世上には凡ゆる策謀が横行します。而して自己の目的を達せんが爲には其の手段を選ばずとする様な誠に忌はしき社會がそこに現出されまして、自然社會の正義が曇つて参るのであります。社會の正義が一度曇りますれば、正しきものは破れ不正なるものが残ります。其の場合最も手近に何かも深淵に且重大なる害毒を蒙るものは社會の何れの方面であるかと申しますれば、謂ふまでもなくそれはお互の家庭であり、家庭の中でも特に婦人とか子供とか申す人達の境遇が之が如何に悲惨なるものとなりますかと思はれるに餘りあるのであります。嘗て或る御婦人が一選挙運動の運動は吾々同性婦人の爲の運動であります。男子のなされる此の運動を吾々婦人が唯お手傳するのだと謂ふ様なそんな氣持は毛頭持つて居りません。若し私共の最愛の子供達が有る將來正義の差らんとする社會に出て行かねばならぬかと起ひますと、母としてどうして黙つて居られませう。此の運動こそは婦人自身の爲めに最も必要な仕事なのであります」と言はれたことを耳に致しましたが、國家社會の良心を呼び起し、之を振ひ立たしむる爲の此の運動は、社會の半数を占むる御婦人にとりまして、當然大切な事業でなければなりませんし、又それ故にこそ、此の運動に正義の最も強い御婦人の熱心なる支持と協力とを得た事であると私は信ずるのであります。

次に、明瞭なる政治を實現せしめ従つて又國民生活の安定向上を圖るに必要なる運動であると謂ふ意味から此の運動を觀察致しまして、矢張り御婦人の方の強い支持と協力とを受けなければならぬ深い理由を發見致したのであります。かの歐洲大戦の後、疲弊困憊の極に達しましたドイツに於きまして、當時の獨逸婦人達が一齊に立ち上つてドイツの復興運動を開始致したことは有名な話であります。其の際に於ける彼女たちの標語は「空所はベルリンに通ず」と謂ふのであつたのであります。此の標語の示します意味は、専ら婦人の支配して居ります各々の家庭の空所、この空所の經營の如何が直ちに全ドイツの隆替興亡に關するものでありまして、それ故にドイツの婦人は國家の爲にあらゆる無駄を排除し、野菜の切端から魚や肉類の骨に至るまで、出来るだけ之を有効に利用する方法を講じ家庭經濟を道に以つて國家經濟の立て直しを圖つたのであります。國家の政治と國民の生活とは、之を切り離すことの出来ない密接な關係に在ることは私の申し上げるまでもない所でありまして、それを痛切に認識したのは、近代の自覚せる御婦人でありまして、之等の御婦人は政治を離れては國民の個々の生活の安定も向上もあり得ないと謂ふことを十分理解されて居るのであります。

て居るのであります。即ち一家の經濟は國家の財政と深い關係を持ち、又御婦人の最も關心を持たるゝ子女の將來と謂ふことも、國家の教育方針なり其の施設なりの善惡に左右せられる所は極めて大きいのであります。其の他、保健、衛生、交通、住宅等の問題から、水道、瓦斯、電氣等の日常家庭生活に緊密なる諸問題に至るまで、其の施設の良否が悉く一國の政治なり、自治團體の經營なりの如何に關つて居るのであります。一個の空所、一個の家庭が斯くの如く政治と切り離せない深い交渉の下に置かれて居る關係より致しまして、國家なり自治團體なりの政治を正しくし、良くする爲の運動に對し御婦人の支持と協力とが湧き出でて参りましたのは誠に當然のことだと信ずるのであります。

右申述べました通り昨年以來行はれました選挙運動は、全國民の熱誠なる發奮努力に依りまして甚だ一般の認めますが如き相當の効果を收めて實施せられたものではあります。此の運動は昨年の全國各地に於ける府縣會議員の選舉と、今春の全國に亘る衆議院議員の總選舉と、此の二つの選舉に直而して實施致しましたのみで、果して十分に其の目的を達成し其の使命を遂げたものと申すことが出来るでございませうか。私の考へます所に依りますれば、昨年来の此の運動の如きは、此の運動の目的と致します國民の政治的良心の作興なり、正しき政治の實現なりに就き、未だ單に其の緒に就いた許りであつて、今後に於て益々此の運動を眞面目に繼續することは勿論、更に深く且つ廣く、國民の間に其の趣旨の普及徹底を期せなければ終局的の目的に達し得ないものであると信ずるのであります。

殊に、今年二月、畏れ多くも景殺の下に勃發致しましたかの未曾有の不祥事件を轉機と致しまして、我が國現下の國狀は實に容易ならざる重大時局に當面するに至りました。畏くも陛下に於かせられましては、時局に關して深く旋機を傾かせ賜ひ、過般の特別議會の開院式に當りまして誠に優渥なる御勅語を下し賜はつたのであります。是に恐懼措く所を知らざる次第で御座います。此の際一日も速かに上は敵愾を安んじ奉り、下萬民の福利を増進致しますが爲に、官民一致、骨砕身以て時局を克服し難局を打開せねばならぬ次第と考へられるのであります。國より政府に於きまして、幾度庶政の一新を圖り國民生活の安定向上を期せんことと萬全の方途を竭くすの覺悟ではあります。庶政の一新も國民生活の安定向上も、是等はすべて大いに國民精神の作興を圖り、全國民の一致協力を得ますことに依つて初めて其の成果を収めることが出来るのであります。單に政府が制度を革め政策を講じましただけでは、到底其の

目的を貫徹することが出来ないものと申さねばならないのであります。此の意味から致しまして、由來忠君愛國の念に於て萬邦に冠絶致して居ります所の我が國民をして、其の獨特の國民精神を益々發揚し振興させますが爲、今後肅正運動に一段と力を致すの必要があるものと申さなければならぬのであります。唯昨年來の肅正運動は二つの大きな選挙に直向して、選挙そのものの肅正淨化を圖ることを主眼と致したのであります。今後の肅正運動に於きましては、更に進んで國民の平素に於ける公民的教化訓練に力を注ぎ、公共的精神と責任觀念とを喚起作興し、更始一新の態に於ける國民として欠くべからざる知識の普及と徳操の涵養とに努め度いと考へて居る次第であります。然かもこの公民として必要な知識と徳操とは、地方自治の實際的活動に於て、日常臨時之を實行に移さしめまして、其の基礎を固めますと同時に、之に依つて地方自治の根本的刷新を圖つて参り度いと存じて居るのであります。今後の肅正の運動を以上の如き方針の下に實施致すに當りましては、皆様に於かれまして、一、衆にお示しになつたあの熱意と努力とを、引續き此の新しき運動にも御注ぎになりまして、御婦人の立場より國政自治の刷新向上に御協力下さいませ。御切望致して止まない次第であります。殊に近く六月十日に行はれます所の府會議員の選挙は、事後初めて行はれる選挙であり、又之が密選を中心として行はれます關係上、全國民一般の齊しく注目する所と考へられますので、此の選挙に

六、婦人團體街頭宣傳

府實行部に於ては各區及府内各婦人團體と協力、六月九日午後一時を期し都下各婦人團體を總動員して『選舉肅正は家庭から』『模範選挙は東京から』の白抜の赤襟に身を固め、折柄の雨中を物ともせず街頭に進出、百十萬の衆權防止ピラ、宣傳マツチ、其他各種印刷物を配布して、衆權防止につとめ、掉尾の大活動をなした。尙當日は婦人團體幹部及府、市肅正係員が六班に分れ各區の街頭宣傳状況を視察督勵した。

七、婦人團體街頭行進

今次の選舉肅正運動に於ける婦人團體の活動に最後の氣勢を添へる爲、投票日當日、本實行部に於ては各婦人團體、市肅正部と共同、都下の各婦人團體員百五十名を動員、三五臺の自動車に分乗、各區を巡回、衆權防止宣傳に大童の活動をなし、肅正運動の花、婦人團體掉尾の大活動は、充分の効果を収めて終了したのである。

六月十日午前九時

府正廳集合

二二四

於て、肅正の實を益々發揮致します様、更に一段と皆様の御骨折を希望致す次第で御座います。

申し合はせ

私共は来る六月十日に行はれる東京府會議員の選挙が一般府民は勿論、私共の愛する家庭にとつて、極めて重要な關係にあると同時に、東京府が特に我が日本の首都であることに鑑み、来るべき選挙を肅正して、模範選挙たらしむべく左の諸項の實行を期したいと存じます。

一、家庭内に肅正気分をみだし、我が家から受つて一人の衆權者も違反者も出さぬやう努めませう。

二、府政に就て理解あるまじめな、よい候補者を選ぶやう家族の有権者をたすけませう。

三、投票日には國旗を掲げ、おいしい朝食の支度をして有権者を明るく心持で投票所へ送り出させよう。

申し合はせいたします。

昭和十一年六月三日

東京府下各婦人團體

九時四〇分

總務部長挨拶

十時二〇分

地方課長注意

府正門出登宮城参拜ノ後、日比谷ヨリ新橋ヲ經テ銀座通リヲ上野公園迄一斉行進、ソレヨリ上野山内ニテ各區ニ分散巡回午後四時三十分ニ至ル迄各區委所、投票所ヲ巡回宣傳シナシタ。

八、パンフレット「府會議員選舉正と婦人の立場」作製

今回の府會議員選舉正運動に對する婦人の立場を同明するため、本實行部に於ては婦人團體の幹部と協議の上、左の如き府政に關するパンフレットを刊行し、府政と婦人の立場が如何に密接なるかを知らしめ、婦人の府政に對する關心を助長せしめ、府治に關する認識を一層深からしめた。

府會議員選舉正と婦人の立場

我が東京府は明治四年の廢藩置縣によつて生れたもので、同十一年七月の府縣會規則、同廿年五月の府縣制の發布によつて既に自治體としての形が出来上つたものです。

だから廣さも初めは今の東京市位でしたが、今では百廿九方里、東京、八王子の二市と、南北西の三多摩郡（この町村六十六）に伊豆七島、小笠原諸島も含まれてゐます。

人口 東京府に住んでゐる人の数は、昭和十年年度の國勢調査によると六百三十六萬九千人（世帯數百二十八萬二千）で、この前の國勢調査からみると百萬八程増えてゐます。丁度一年間に廿萬人増殖する勢いです。しかもその人口の九割は東京市に住んでゐるのです。

府の行政は、府知事の下に總務、學務、經濟、土木の四部十九課があつて、千五百二十三人の役人が働いてゐます。その仕事は、府會で決つたものもあれば國から負はされたものもあります。

昔は郡縣に郡長、島嶼に島司がいましたが、大正十五年廢止になり、今では島の小笠原、大島、八丈に支廳長が置いてあります。

他府縣では、警察の仕事も知事の下にありますが、東京府は市會である東京市を含むに、特に警察廳を別に設けて、警察總監の下に、警務、特別高等警察、刑務、保安、衛生消防の大部三十課があり、府内八十六の警察署を合せて一萬五千人餘の警官が警備の任についてゐるのです。

東京府會は明治十一年府縣會規則によつて生れたもので、國會開設に先立つこ

と十二年、國會開議に全國民から重く見られてをりましたから、初期の議員には、大藏、尾崎行雄、福澤諭吉、大倉喜八郎などといふような人々が選ばれてゐます。

府會議員の選舉は、明治廿二年府縣制施行以來引續いて今日に到つてゐるのですが、府會の主な仕事は、府のくらしむき、即ち一年約六千五百萬圓の歳入歳出の豫算を決めることなのです。建物でいへば豫算は設計圖、これがよい加減では、しつかりした家は建ちません。府會議員のよしあしは、我々府民の生活の上に如何に影響して来る譯なのです。

財政 今東京府の財政の一通りをみまそう。

歳入 六千五百萬圓の歳入は

租 税 二千四百萬圓

租 税 四千九百萬圓

租 税 四千九百萬圓

租 税 四千九百萬圓

租 税 四千九百萬圓

租 税 四千九百萬圓

租 税 四千九百萬圓

租 税 四千九百萬圓

租 税 四千九百萬圓

租 税 四千九百萬圓

租 税 四千九百萬圓

租 税 四千九百萬圓

租 税 四千九百萬圓

租 税 四千九百萬圓

租 税 四千九百萬圓

租 税 四千九百萬圓

租 税 四千九百萬圓

租 税 四千九百萬圓

租 税 四千九百萬圓

租 税 四千九百萬圓

總額の三分七分で、次は土木関係費の千七百四十四圓（二割六分）、教育費は八百五十四圓（一割二分）、府債償還費五百七十三萬圓（七分）、衛生及病院費二百六十二萬圓（四分）、養老費二百五十五萬圓（三分）、府職員費五百五十四萬圓（二分）、社會事業費二百二十萬圓（一分九厘）といふ順序です。

土木費の多いのは、都市計画に基く環境緑地の緑りや橋梁などもあり、河川の改修工事も相当あるからです。

教育費は、東京府内の學齡兒童の数が九十三萬五千人もあつても、小學校の方は市町村でやりますから、府として行ふものは主として中等教育であり、府立の中學校は九つ、女學校が十、師範が三、其他の實業學校が十三あつて、これに要する費用は約八百萬圓です。

この府立學校への入學者の多い爲に、入學の困難がやましくいはれてゐる譯です。

衛生及病院費の中の病院は、松澤病院（精神科）や全生病院（婦、岐病院（性病）、や瀉瀉病院（結核）等の管理經營に費すので、一方半三萬人にも上る急性傳染病患者に對する防疫にも警視廳が主となつて活動する譯です。

警視廳では家庭の側からもその活動を手傳つてほしいといふので警察が先き立ちで衛生婦人會や防火婦人會の組織が、この頃大方で出来ました。

社會事業費として百二十萬の計上がありますが、之は府下七萬人にも餘る失業者の救済を目的とした農民訓練所、授産所、無科宿泊所を始め防犯施設の公益貸付、母子保護、乳幼児及児童保護、方面委員制度、不良住宅地改良事業、市場事業、家庭團練會、家具工業成所、機械工業成所等の施設經營費であります。此等の施設は活き目鼻のついた位なもので、まだこれから充實させなければならぬものが多くあります。

府會議員の選舉 東京府のこの財政を切詰して緊縮を強め、我々府民の生活を安定させる大切な役目を有する府會議員の選舉は、四年毎に行はれるので今年の六月十日は、その選舉の投票日であります。

府會議員の選舉區は三十九區、即ち東京市内三十五區に八王子市、三多摩の四區が加はり、現在の定員は百十二名であります。

選舉人、即ち有権者（廿五歳以上の男子で滿二年以上その市町村に住んでゐる人）の總数は百二十三萬四千九百人、その中九割は東京市に住んでゐるのです。

九、リフレット「選舉正は家庭から」配布

府會議員選舉と正 ですので今度の選舉にもどうしてもこの前の衆議院議員の選舉の時にもまして、買収や頼まれて入れるといった情實選舉のないようにつとめることは勿論、良い候補者を選ぶように有権者の人たちにしつかり投票させる爲の、選舉正運動が必要なので目下官民一帯で一生懸命の趣旨の徹底を計つてゐるのです。

有権者がもう正はわかつたよ、深山だよといふような心持で、代議士や市町村議員は自分たちの生活に關係があるが、府の方は大した事はないなどと済ましてゐると、惡質の候補者が選ばれてしまつて取返しのつかない結果になる虞があるのです。

婦人と正 女は選舉權を有つてゐませんから選舉があつても何の用もないと思つたのは昔の事、夫を初め自分の周囲の有権者に大切な一票を活かして使はせるといふ大きな役割があるもので、前回の總選舉の時にも、女の方々は府から派されて執行委員となつたり、又は自發的に婦人團體として働いたりして相當の成績を挙げたことは皆様御存知の筈です。今回も同じ事です。若し惡質の府會議員が出て世間の物議を醸す様な事になり、或は金が要るからといつて無暗に現金をふやされたりしては、愛兒の教育上悪いばかりでなく臺所の經濟にも直に響いて來ることですから、女の立場からも黙つてはゐられなくなるでせうが、事が起つてからでは遅い。それよりは進んで教育や衛生、社會事業などに身を投入して働かうとするまじめな女に府民の生活の向上安定を計る良質の府會議員の選出されるやうに、選舉正のお手傳ひを願ひたいものです。

家庭で出来る正 婦人團體の一員として街頭宣傳や其の他の僅しに御参加下さることは有難いのですが、もしそれが出来ないとしても、座つてゐる家の中で出来る正には、是非共御協力下さい。

その方法は
△我が家から發つて一人の候補も買収其の他の違反者も出さぬやう努めませう
△まじめな正しい候補者の選ばれるやう、演説會にも暇を作つて聴きに行き、家庭内に正氣分をかたませよう
△投票日には早起しておいしい朝飯の支度をし、有権者を明るく心持で投票場へお送りませう。

△我が家から發つて一人の候補も買収其の他の違反者も出さぬやう努めませう
△まじめな正しい候補者の選ばれるやう、演説會にも暇を作つて聴きに行き、家庭内に正氣分をかたませよう
△投票日には早起しておいしい朝飯の支度をし、有権者を明るく心持で投票場へお送りませう。

分割撮影ターゲット

分割した 部分の撮 影 順 序	<table border="1"><tr><td>/</td><td>2</td></tr></table>	/	2
/	2		
分割撮影 した 理 由	A 3 判以上のため		
上記のとおり分割撮影したことを 証明する 6 年 12 月 7 日 主務者又は 撮影立会者 加部東 保夫 印			

府會議員選舉肅正の家庭化を徹底せしめるためには、府政に就ての正しき認識を持たしめることが先づ第一に肝要なるに鑑み婦人團體幹部と協議、別紙折込の如き府政概要リーフレットを作製、各家庭は素より、凡ゆる會合、街頭宣傳等に配布宣傳した。

東京市内ニ於ル婦人團體肅正運動一覽表

區名	協議會		講演會		婦人會總會		座談會		投票所ニ於ケル協力		街頭運動		街頭宣傳		中堅人物講習會	
	數同	延人員	數同	延人員	數同	延人員	數同	延人員	數同	延人員	數同	延人員	數同	延人員	數同	延人員
麹町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日本橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
芝	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
麻布	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
赤坂	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四谷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
牛込	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小石川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
本郷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
下谷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
湯島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
本所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
深川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
品川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
目黒	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
荏原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第十章 各興行場に於ける宣傳

都下各映画館、劇場、演藝場其の他の観物場に於ける選舉補正趣旨宣傳は、第一次宣傳の實績より見てその效果極めて顯著なるものがあつたので本府は茲に再び前回同様大々的宣傳を計畫し、五月十五日、日比谷松本樓に於て林總務部長司會の下に監視廳關係幹部、斯業者代表との懇談打合會を開催し、宣傳方法其の他に關し種々協議懇談を遂げた。(第一章参照)

斯くて此の協議事項に基いて監視廳並本實行部より斯業者宛左の如き通牒を發し、宣傳方法に萬全を期したのである。

計	江戸川	葛飾	城東	向島	足立	板橋	王子	荒川	瀧野川	豊島	杉並	中野	淀橋	世田谷	蒲田	大森
見	三	一	一	六	一	一	一	三	一	三	一	一	三	三	三	二
さ	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ハ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ニ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三十一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三十二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三十三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三十四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三十五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三十六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三十七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三十八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四十一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四十二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四十三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四十四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四十五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四十六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四十七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四十八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五十一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五十二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五十三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五十四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五十五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五十六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五十七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五十八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六十一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六十二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六十三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六十四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六十五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六十六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六十七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六十八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七十一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七十二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七十三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七十四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七十五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七十六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七十七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七十八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八十一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八十二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八十三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八十四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八十五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八十六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八十七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八十八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九十一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九十二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九十三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九十四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九十五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九十六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九十七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九十八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
百	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(警視廳ヨリ發シタル通牒)

保興第一一〇一號

昭和十一年五月二十二日

保安部長名

各警察署長宛

興行場ニ於ケル選舉肅正宣傳實施ニ關スル件
來ル六月十日ヲ期シテ東京府會議員選舉施行セラルルニ當リ首題ノ件ニ關シ發
ニ東京府ト協議ノ結果左記各項ニ準據シ實施スルコト決定致候條各興行場ニ
示達ノ上隨時實施狀況ヲ觀察シ適當ニ指導監督相成度
記以下略

(本府ヨリ發シタル通牒)

子地發第三五三號

昭和十一年五月三十日

東京府選舉肅正實行部長名

各區長宛

興行場ニ於ケル選舉肅正宣傳實施ニ關スル件
府會議員選舉ヲ目標トスル選舉肅正運動ノ内興行場ニ於ケル宣傳ニ付テハ前同
通り之ヲ實施スルコトトシ過般庶務課長會同ノ際ニモ協議致候處ナルガ其ノ後
警視廳トモ折衝ヲ遂ゲ左記方法ニ依リ之ヲ實施ノコトニ決定市內各警察署ニ對
シテハ援助並ニ督勵方警察廳ヨリ通牒濟ニ有之候條區內警察署ト聯絡ヲ圖リ宣
傳上遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也

追テ宣傳費用ハ全部本府ニ於テ負擔可致又各興行場別支拂額ハ所轄警察署ニ於
テ實施狀況ニ應ジテ之ヲ調査決定スルコト相成居之カ請求書ハ全部警察署ニ
於テ受理シ組合又ハ協會ニ屬スル分ハ所屬館ヲ一括直接本府ニ、然ラザル分即
チ單獨營業ノ分ハ警察署ヨリ區役所ニ送付スベキニ付、區内全部ノ分ヲ取廻メ
其ノ金額ヲ本府ニ報告相成度右報告ニ基キ貴區ニ對シ其ノ金額ヲ豫算令達可致
候條區長ヲ來サザル様留意相成度候

記

一、劇場及演藝場

肅正レコードノ演奏、懸垂幕、ボスターノ掲出、プログラムニ標語ノ挿入等
(演藝場ニ在リテハ演藝人ニ對シ肅正ニ因ムダ演技又來自口述セシム)

二、映畫館

肅正レコードノ演奏、知事訓示トキー並ニスライド映寫、ボスターノ掲
出、プログラムニ肅正標語ノ挿入等
三、前二項ノレコード、ボスター及知事訓示トキーハ本府ヨリ配付ス
懸垂幕、スライド等ハ協會又ハ組合ニ於テ作製配付ノ豫定、プログラムノ標
語挿入其ノ他ハ各興行場ニテ適宜手配ノ豫定
四、前各號ノ外適切ナル宣傳方法アリト認ムル向ハ本府實行部ヘ意見報告セラ
レタシ

五、宣傳施設ハ六月十日ヲ期シ必ズ撤去セシムルコト

今回實施したる宣傳方法の中特記すべきものは本府製作に係る東京府知事挨拶
トキー、茲に肅正萬歳を各映畫館に於て一日三回上映し極めて平易に觀覽者に
呼びかけたことである。一般民衆に對し選舉肅正ボスター、ピラ等を通じて肅
正の本義を悟らしむることは困難なことであるが、今回實施したる上記映畫に
依る宣傳は明朗性に富み且つ平易に大衆の心を把握するといふ點より見ても蓋
し適切な宣傳方法であらう。

尙知事のトキーが上映せらるゝや觀衆一同は脱帽し府民に對して模範選舉の
實現のために協力を懇願する府知事の姿に對して敬意を表しよくその本旨に耳
を傾けたといふ。

更に映畫上映施設不能の劇場、演藝場に於ては肅正レコードを演奏して之を補
ひ、或は場内スピーカーを利用して、肅正に對する注意を喚起したり、藝人の
臺白、浪曲、都々逸等に夫々肅正に因める文句を挿入して大いに肅正趣旨の強
調に努めたのである。

尙前記場内スピーカーを通じて宣傳に使用したる知事訓示の内容及挨拶トキー
の要旨は左の通りである。

各種興行場ノ選舉肅正宣傳館數調(三六三館)

(△印ハ演藝場トス)

淺草區(二〇館)

大勝館、富士館、帝國館、電氣館、日本館、松竹館、東京俱樂部、金龍館
大東京、三友館、遊樂館、河合キネマ、千代田館、東京館、觀音劇場、島
越富士館、島越キネマ、大都座、吉影館、△金車亭

下谷區(七館)

上野日活館、鈴本キネマ、新東京、入谷金美館、河合キネマ、キネマハウ

△鈴木亭
本郷区(七館)
本郷座 動坂松竹館 進明館 芙蓉館 陶込館 △淺嘉亭 △山谷亭
小石川區(六館)
大塚富士館 白山キネマ 喜樂館 傳通館 △壽々本亭 △小石川小劇場
牛込區(九館)
牛込館 羽衣館 神樂坂日活館 早稲田キネマ △藤岡演藝場 △大和亭
△大坂亭 △牛込亭 △神樂坂演藝場
四谷區(七館)
帝都座 新宿松竹館 四谷キネマ 四谷日活館 △末廣亭 △京山亭 △喜よし亭
赤坂區(四館)
青山館 赤坂帝國館 葵館 △赤坂演藝場
麻布區(九館)
麻布日活館 麻布松竹館 麻布新興館 河合キネマ 一ノ橋館 △一ノ亭
△歌舞亭 △十番俱樂部 △福樹亭
芝區(十一館)
芝園館 日比谷日活館 新橋キネマ 芝富士館 愛宕キネマ 三田キネマ
芝浦キネマ △白金演藝場 △七大黒 △七福 △萬盛館
麹町區(五館)
日本劇場 帝國劇場 丸の内松竹劇場 日比谷映畫劇場 東寶劇場
京橋區(七館)
シネマ銀座 新富座 グランドキネマ 八丁堀キネマ 築島館 △佳吉亭
△開樂亭
日本橋區(四館)
八丁堀日活館 日本橋劇場 △末廣亭 △喜扇亭
神田區(一五館)
神田日活館 南明座 シネマパレス 東洋キネマ 河合キネマ 神田キネマ
マ 神田館 神田松竹館 神田劇場 日本キネマ 銀映座 △立花亭 △花月亭 △小柳亭 △喜樂亭
本所區(一三館)
本所日活館 河合キネマ 八千代館 業平座 兩國日活館 綠館 共樂館

三〇
本所富士館 錦糸館 △花岩亭 △廣瀬演藝場 △梅森亭 △太平亭
深川區(三〇館)
辰巳松竹館 深川富士館 扇橋館 千石館 廣得館 業樂館 高砂座 江東館 東電氣館 木場電氣館 深川松竹館 洲崎キネマ △櫻館 △櫻亭
△永花亭 △燕館 △浪花館 △佳吉 △丸山館 △州勝亭
澁橋區(一七館)
武藏野館 昭和館 新宿帝國館 新宿劇場 新生館 新宿電氣館 成子不二館 大久保キネマ あかつき座 戸塚キネマ 早稲田富士館 全線座 大久保館 公榮キネマ △大久保亭 △光風亭 △松月亭
中野區(七館)
新井館 藥師公園劇場 城西館 中野館 △第三光風亭 △三和亭 △共榮館
澁谷區(一六館)
澁谷坂キネマ 澁谷劇場 澁谷日活館 澁谷キネマ 業樂座 惠比壽帝國館 永川館 廣尾キネマ 代々幡館 笹塚館 笹塚演藝場 代々木日活館 △天現寺演藝場 △澁谷演藝場 △新豐榮亭 △幡ヶ谷演藝場
目黒區(七館)
目黒館 大島館 帝友館 荏原富士館 業樂館 △月光館 △目黒會館
荏原區(七館)
荏原館 八幡館 昭和キネマ 荏原電氣館 小山第一館 富士見館 △金本館
品川區(一七館)
品川帝國館 娛樂館 大崎館 目黒キネマ 龜齡館 五反田館 昭榮館 大井富士館 大崎キネマ 大井キネマ 大井館 東郷館 △品川座 △泰好館 △森山亭 △昭和館 △第一大崎館
大森區(一一館)
大森日活館 大森會館 大森劇場 大森電氣館 大森新興館 新井キネマ 都キネマ △業樂館 △洗足遊園地演藝場 △借樂亭 △多摩川園演藝場 蒲田區(一一館)
蒲田電氣館 蒲田富士館 蒲田常設館 蒲田大勝館 羽田キネマ 六郷館 蒲田キネマ △羽田演藝場 △梅宮館 △高砂館 △桃谷演藝場
世田谷區(四館)

駒澤電気館 △太宮館 △太子俱樂部 △榮榮座
杉並區(六館)
高岡寺館 高砂館 横山座 西荻富士館 △阿佐ヶ谷演藝場 △第二光風亭
板橋區(四館)
△板橋帝國館 △若友館 △日の出座 △兎月演藝場
豊島區(一八館)
巢鴨館 巢鴨松竹館 池袋武蔵野館 池袋平和館 池袋映畫劇場 池袋キネマ 金星館 大塚松竹館 大塚館 京樂座 目白松竹館 駒込日活館 △武蔵野俱樂部 △宮仲演藝場 △庚申演藝場 △豊島亭 △新末廣亭 △生晃館
瀧野川區(三館)
瀧野川萬歳館 河合キネマ 甲子館
王子區(九館)
王子萬歳館 レコード館 昭和キネマ 十條館 築地館 赤羽劇場 錦輝館 △築元 △王子演藝場
荒川區(三二館)
尾久萬歳館 尾久金美館 町屋金美館 三山館 三島館 町屋劇場 三輪座 第二金美館 朝日キネマ 大橋館 第三金美館 日之出館 日暮里富士館 日暮里キネマ 第一金美館 △平和會館 △羽衣館 △服者館 △町屋亭 △鈴木亭 △三友亭 △大合會館
足立區(九館)
千住金美館 千住新興館 千住新橋館 千住中央館 大師館 △千住會館 △小松亭 △本木館 △綾瀬館
葛飾區(五館)
金町松竹館 立石富士館 四ツ木館 △高砂演藝場 △東洋館
向島區(二四館)
若櫻館 富戸館 請地館 橋館 東成館 寺島館 向島館 向島キネマ 向島劇場 南館 △林亭 △玉の井館 △隅田館 △東亭
城東區(一六館)
龜戸松竹館 昭和館 日活館 柳島館 龜戸館 五ノ橋電気館 淺間館 大島東郷館 大島松竹館 平方電氣館 三光館 △丸八館 △藤倉館 △

大青亭 △金森館 △大勝亭
江戸川區(七館)
小松電氣館 平井松竹館 小岩松竹館 △丸三亭 △江陽座 △小松川演藝場 △松江帝國館
東京府下(一一館)
八王子電氣館 八王子演藝館 八王子日活館 府中松竹館 立川キネマ 立川演藝館 田無館 初音座 京樂座 井ノ頭會館 町田當設館

△場内放送ノ内容

只今ヨリ九ノ内務省署カラノ選舉ニ就テノ御注意ヲ申シ上マス、皆様モ既ニ御承知ノ通り近ク府會議員ノ選舉ガ行ハレマス、去ル二月施行セラレマシタ衆議院議員ノ選舉ニ於キマシテモ買収ダトカ賄賂ダトカノ犯罪ノ多カッタコトハ洵ニ遺憾デアリマス。選舉權ハ至尊ヨリ臣民ニ下シ賜ハリタル尊イ權利デアリ又義務デアリマス、此ノ尊イ一票ヲ金錢ヤ品物ニ換ヘ又情實ニ依ツテ汚スコトハ見逃ス事ノ出来ナイ罪惡デアリマス、殊ニ暴政ノ下ニ住ム御互有權者ハ相戒メテ清ク正シイ選舉ヲ行ハレル様又棄權シナイ様全國的ニ範ヲ實踐ノ上ニ示シテ頂キタイノデアリマス。

△知事トキー要旨

「只今から東京府會議員の選舉正を期するため講演映畫會を開催致します。就きましてはその前に東京府知事横山助成閣下の御挨拶がございますから何卒御静聽あらんことを御願ひ致します。」
皆様も御承知の通り、来る六月十日には東京府々會議員の總選舉が行はれます。再び皆様の理解のある御協力に依りまして、全國に模範となる様な立派な選舉をやり度いと念願して居るのであります。
今舉行はれました衆議院議員の總選舉は幸に期以上の肅正の實を挙げ得たのであります。是は洵に我が憲政史上批判的な盛事でありまして、今度の府會議員の總選舉にも、此の榮譽ある歴史を汚すことのない様に、更に一層の御盡力を切望いたします次第であります。
從來府會議員の選舉には、動もすると乗機する人が多かつたのであります。これが府政に關する關心が府民の間に少なかつた結果と存じます。然しながら本府の歳出豫算の總額が、六千五百萬圓でありましてこの膨大な豫算に併せて、

年額約二千五百萬圓の府税を議決しまする事が、府會の大きな職責の一つであることを考へますれば、この府會を構成する府會議員の人選如何が、直接間接皆様の日常生活に如何に重大な影響を及ぼすかがお判りになるであらう。唯ふに地方自治の施行は、畏くも地方人民の幸福を御軫念遊ばされました明治天皇の至深至高の御慮に由つたものに外ならないのであります。茲に府民として深き思を致されたいのであります。

今や我が帝國は、國家躍進の秋に際會いたしました、百般の事皆革新の機運に

乗じてゐるのであります。此の秋に附りまして、國政の基礎をなす地方自治制を振奮致しますことは、まさに國運隆興の第一要件であります、殊に鐵血の下にある我が東京府の行政は、正に全國の模範とならなければならないものであります。何卒府民たる皆様は深くこの重責と、矜持とを自覺し、地方自治の本義に鑑みられまして、一人の棄權者もなく眞に清く正しく明るい投票を行ひまして、自分の信ずる人格の人を府會に送り、府政の進展の爲に格別の御協力下さすことを、切に御願ひ申上げる次第であります。

概說

二、露店商人との協力に依る宣傳

小石川	深川洲	深川洲	深川洲	本所	本所	本所	本所	淺草	淺草	淺草	淺草	下谷	下谷	下谷	本郷	本郷	小石川
板田	崎野	崎野	崎野	橋間	橋間	橋間	橋間	草屋	草屋	草屋	草屋	象谷	象谷	象谷	駒上	駒上	大塚
五七	四八	四八	四八	五〇	五〇	五〇	五〇	三〇	三〇	三〇	三〇	七九	七九	七九	四〇	四〇	二
五七	四八	四八	四八	五〇	五〇	五〇	五〇	三〇	三〇	三〇	三〇	七九	七九	七九	四〇	四〇	二

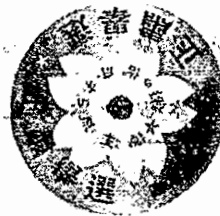
一四六 五六二 一六〇 一七六 一〇六 九四 四〇 六〇 九四 四六六 八 五九〇 一〇〇 五〇 二七六 一〇〇

三越、松坂屋、高島屋、白木屋、伊勢丹その他の各デパートに於ては、外に對しては飾窓の裝飾、肅正文字板の掲出、大垂幕の懸垂等により、又内に於てはホールに肅正綴帳を掲げて宣傳する外肅正スタンプによる宣傳など、蜚集する大衆に働きかけ肅正の普及の上に絶大の効果があつた。

四、各種商店浴場等に於ける宣傳

各種商店浴場等に於ても、店頭裝飾により或は包裝紙、スタンプによる宣傳等色とりどりの方法を以て肅正趣旨の普及に努めた。例へば麻布區に於ては區内特殊飲食店従業員隊の肅正色に彩られたる紉爛たる街頭宣傳を行ひ又浅草、澁谷區に於ては雷おこし、山屋バー、野口バー、東横デパート等繁昌する店にて、門前市をなす顧客の群にスタンプにより宣傳をするなど、街を肅正の一色に塗りつぶし宣傳にこめられた。

殊に赤坂、下谷に於ける浴場の肅正暖簾による宣傳、葛飾區に於ける浴場に於ける兒童肅正作品展覽會など、古來大衆の批判の又、輿論の埒塙である所の浮世風呂に於て宣傳したことは全く效果絶大なるものがあつた。



正電氣セード

計	千	吾	龜	秒
住	婦	戶	町	
六、一、一	一、三、二	一、九、六	三、一、六	一、六、〇
一、三、三	一、三、二	一、九、六	三、一、六	一、六、〇

五、其の他各種工場等に於ける宣傳

各種工場に於ては、座談會、懇談會等を通じて従業員に肅正趣旨の宣傳、禁煙防止の徹底につとめ又京成、京王、目蒲、地下鐵、その他の各私設鐵道會社に於ては各驛各車内にビラ、ポスターを掲げて宣傳した。その他恰も夏祭の時節に際し、祭の裝飾、行列等に肅正を折り込み宣傳したことは頗る効果があつた、例へば神田區に於ては神田明神の祭禮に際し、選舉肅正自治振興の文字入團扇を作製肅正熱を煽るなど又境内萬燈に選舉肅正禁煙防止の標語を掲出するなど、文字通りのお祭り騒ぎ的な宣傳運動をなした。

第十二章 選舉肅正強調週間

四月早々開始された本府第二次選舉肅正運動は日を遡うて熾となり將に高潮の期に達せんとするに際し、五月十三日より五月十九日迄を強調週間と定め、この波の高まりにより一氣に運動を推進せしめんとして官民協力左の實施事項に大奮の努力活動をなした。

府會 議員 選舉肅正強調週間の實施事項

一、期 日 五月十三日より十九日迄七日間トス
二、實施事項

實施	見込期日	實 施 事 項	擔 當 者
五月十三日		1 官公署、會社、銀行、工場、商店等ノ全職員又ハ使用人ニ對シ各其ノ長ヨリ府會議員選舉肅正ニ付訓示又ハ注意ヲ爲スコト（成ルベク五月十三日一齊ニ行フコト） イ 東京府全職員ニ對シ知事ヨリ訓示 ロ 警視廳全職員ニ對シ總監ヨリ訓示 ハ 各警察署全職員ニ對シ署長ヨリ訓示 ニ 各市區町村ノ全職員ニ對シ其ノ市區町村ヨリ訓示 ホ 府下各官公署ニ對シテハ知事、總監、東京市長連名ニテ要望スルコト ヘ 各會社、銀行、工場、商店等ニ對シテハ市區町村長名ニテ要望スルコト ト 各種學校ニ對シテハ知事、市區町村長ノ連名ニテ要望スルコト チ 各種團體、職業組合等ニ對シテハ關係官公署長、市區町村長連名ニテ要望スルコト 2 市區町村毎ニ選舉肅正實行委員、選舉肅正員ノ聯合大會ヲ開催シ左記事項ヲ實行スルコト イ 宣傳決議ヲ爲スコト（此ノ場合府會議員選舉肅正並自治振興ヲ強調スルコト） ロ 同時ニ講演會ヲ開催スルコト ハ 成ルベク新聞紙ヲ執行スルコト ニ 成ルベク宣傳決議文ヲ各戸ニ配布スルコト 4 市區町村ニ於ケル各種團體、職業組合ノ聯合大會ヲ開催シ左ノ事項ヲ行フ様努ムルコト	府實行部 警視廳 同 各市區町村 府實行部 所在地各市區町村 府學務部 市教育局 關係官公署及市區町村 府實行部 警視廳 東京市 各市區町村

同 強調週間中適當ノ日

同五月十三日ヨリ六月十日迄
迄實施
強調週間中

五月十三日ヨリ六月十日迄

同

同

同

強調週間中

強調週間中

16	中等學校、小學校ノ生徒、兒童ニ依ル宣傳 (イ)選舉正自治振興ニ關スル作品展覽會ノ開催	府實行部 警視廳 府學務部 市教育局
15	飛行機ニ依ル宣傳 宣傳ビラ又ハバラシニト、通信筒ヲ飛行機ヨリ撒布シテ宣傳ス	府實行部 警視廳
14	婦人團體、青年團、學生等ノ街頭宣傳ヲ爲シ選舉正ヲ高調スルコト 街頭宣傳	各警察署 各市區町村
13	懸垂幕、橫斷幕ニ依ル宣傳 高層建築ニ懸垂幕、重要地點ニ橫斷幕ヲ掲出	府實行部 警視廳 各市區町村
12	高張提灯ニ依ル宣傳 銀座、新宿、淺草、上野、澁谷、神樂坂、日本橋、四谷、池袋、六本木、大塚、中野、巢鴨、押上、大森、五反田等重要地點ノ街路ニ高張提灯ヲ掲出シテ宣傳スルコト	府實行部 警視廳 各警察署 當該區役所 當該町内會
11	各官公署、銀行、會社、工場、商店、料理店、喫茶店、食堂、湯屋、理髮店、劇場、活動寫眞常設館等ニハ特ニ掲出 波スターニ依ル宣傳	府實行部 警視廳 各市區町村
10	立看板、肅正塔ニ依ル宣傳 各重要ノ地點ニ立看板、肅正塔ヲ掲出	東京府 警視廳 各市區町村
9	氣球ニ依ル宣傳 (イ)東京府警視廳ノ屋上ニ繫揚 (ロ)中央聯盟其ノ他ニ對シテモ要索	東京府 警視廳 東京市 八王子市 東京府
8	電車、バス等ニ適當ノ印刷物ヲ掲出シテ趣旨ノ宣傳ヲ圖ルコト(成ルベク五月十三日一齊ニ掲出) 氣球ニ依ル宣傳	東京府 警視廳 東京市 八王子市 東京府
7	劇場、活動寫眞常設館、演藝場等ニ依リ左記事項ヲ實施シテ宣傳スルコトヲ講ズルコト (イ)幕間ニ宣傳文(垂幕ノ類)ノ掲出 (ロ)休憩所、食堂等ニ波スター及標語ビラノ貼付 (ハ)プログラムニ「府會議員選舉正」ノ字句ヲ挿入 (ニ)字幕トシテ選舉正ニ關スル事項ヲ映寫 (ホ)演藝等ノ臺本ニ成ルベク肅正ノ事項ヲ取入レルコト	府實行部 警視廳
6	市區町村各所ニ於テ映畫會ヲ開催スルコト 映畫ハ成ルベク前同ト異ナルモノヲ用ヒルコト	市區町村 府實行部 警視廳
5	市區町村各所ニ於テ講演會座談會懇談會ヲ開催スルコト 懇談會ニ於テハ成ルベク申合等ヲ爲スコト(此ノ場合成ルベク新味ヲ加ヘルコト)	市區町村
4	(イ)宣言決議ヲ爲スコト(此ノ場合府會議員選舉正ト自治振興ヲ強調スルコト) (ロ)成ルベク宣言決議文ヲ團體員又ハ組合員ニ配布シ之ヲ家内ニ貼付スル様講ズルコト	市區町村

- (ロ)作品ノ懸賞募集 (ハ)其ノ他適當ノ事項
 - 17 ラヂオニ依ル宣傳
 - (イ)放送局ニ依頼シテ選舉肅正ニ關スル座談會、又ハ演藝ノ放送ヲ爲シ宣傳ス
 - (ロ)選舉肅正ノニュースヲ放送 (ニ)其ノ他適當ノ事項
 - 18 新聞社トノ協力ニ依ル宣傳
 - 新聞社トノ協力シ各種ノ宣傳ヲ行フ
 - 19 各種印刷物ニ依ル宣傳
 - (イ)強調週間ビラ (ロ)府 (ハ)學童ニ配布 (ニ)其ノ他適當ノモノ
 - 20 露店商人トノ協力
 - 適當ノ方法ヲ講ズルコト
 - 21 デパートトノ協力ニ依ル宣傳
 - (イ)店頭裝飾競技會ヲ開催 (ロ)廣告ニ「選舉肅正」ノ意匠ヲ附スルコト (ハ)其ノ他各種ノ催ヲ爲スコト
 - 22 町内會、商工組合等トノ協力
 - 選舉肅正祭ノ如キヲ開催スルコト
 - 23 其ノ他適當ト認ムル事項
- 府實行部 市實行部
- 府實行部 警視廳 市區町村
- 府實行部 各警察署 各市區町村
- 東京府 東京市
- 各市區町村 各警察署

第十三章 棄權防止強調週間

選舉肅正運動の本旨は畢竟普く有權者をして選舉權を行使せしめ以て自由公正なる民意の暢達を圖らんとすることにあり、棄權を防止すること何よりも緊要なので、各種の機會にその宣傳に力めたが、愈々肅正運動も決算期に入るに際し、六月三日より六月十日迄を棄權防止強調週間となし、左の實施行程に従ひ、官民一致足並揃へて掉尾の大活動をなした。

棄權防止強調週間實施行程

期 日	行 事	摘 要
六月一日ヨリ九日マデ	府下各官公署ニ對シ、棄權防止ニ付知事、總監、市長連名ニテ更ニ依頼狀ヲ發送スルコト	府實行部
同	府下、各學校ニ對シ棄權防止ニ付通牒スルコト	府學務部
同	府下各新聞社、會社、銀行、工場、商店主ト協力シテ棄權防止ノ方法ヲ講ズルコト	所在地各市區町村
同	六月一日ヨリ六月十日マデ	同
同	府下各種團體ト協力シテ特ニ棄權防止ニ努ムルコト	關係警察署及市區町村
同	棄權防止立看板四千八百本ヲ府下各重要地點ニ掲出ス	府實行部 各市區町村
同	露店商人ト協力シ肅正電燈傘二萬枚ホスタービラ等ヲ掲出シテ宣傳ス	府實行部 露店商組合
同	肅正高張提燈四百個ヲ銀座、新宿、淺草、上野、澁谷、神樂坂、人形町、四谷、池袋、六本木、大塚、中野、巢鴨、押上、大森、五反田、日比谷、神保町、中野ノ十九個所ニ掲出シテ	府實行部 當該各區役所及町會

六月三日ヨリ
六月十日マデ

同

同

同

六月二日

宣傳ス

氣球ノ繫揚、東京府廳、警視廳ノ屋
上ニ繫揚

京橋第一相互屋上ニ電氣サインヲ掲
出シテ宣傳

「六月十日は府會議員總選舉。
棄てるな一選我等のつとめ。

模範選舉は東京から。

東京府

府下各劇場、活動寫眞館、演藝場等
ト相協力シテ左ノ通宣傳ス

懸垂幕ノ掲出

東京府知事挨拶トキー映画
映寫

レコード赤心一票演奏

靖正標語スライド映寫
プログラムニ靖正棄權防止ノ
字句ヲ挿入

(ホ)(ニ)(ハ)
幕間ニ靖正ト棄權防止ノ垂幕
ヲ掲出

(イ) 都下各新聞社ト協力シテ左記事項ヲ
實施シテ府民ノ關心ヲ深メシムルコ
トニ努ム

1 東京朝日新聞社ノ實施事項

府政ヲ語ル座談會ヲ開催シ
テ之ヲ紙上發表ス(五月二
十三日ヨリ開始中)

2 選舉靖正ノ夕開催

A 六月二日(午後七時)本所
公會堂

挨拶

東京府地方課長 廣橋真光氏

府實行部

府實行部

府實行部 警視廳
各警察署各興業者
各市區町村

府實行部各新聞社

六月四日

六月五日

六月六日

二二八

講演 高島米峰氏

餘興 浪花、時之助

浪花節 玉川勝太郎

映畫 朝日新聞社映畫

B 六月四日(午後七時)澁谷
廣尾尋常小學校

挨拶 東京府地方課長 廣橋真光氏

講演 貴族院議員 丸山鶴吉氏

餘興 落語 三遊亭金馬

講演 映畫 朝日新聞社映畫

C 六月五日(午後七時)八王
子第一小學校

挨拶 東京府地方課長 廣橋真光氏

講演 朝日新聞社説委員 前田多門氏

餘興 漫才 浪花、時之助

映畫 朝日新聞社映畫

D 六月六日(午後一時)日比
谷公會堂

挨拶 東京府總務部長 林 信夫氏

餘興 ジヤスト漫談 柳家 龜松

講演 大島 伯鶴

○朝日世界ニユ
リス
○敵群を追ふて
東亞の鎮め

○朝日世界ニユ
リス
○敵群を追ふて
東亞の鎮め

○朝日世界ニユ
リス
○敵群を追ふて
東亞の鎮め

六月三日
六月二日
六月六日

小唄 新橋喜代三
曲技 奥野一郎
映畫 朝日新聞社映畫
時事新報社ノ實施事項
小學生選舉正作品紙上展開
催(五月中旬ヨリ開始中)
(ハ) 讀賣新聞社實施事項
市町村別府會議員選舉投票
成績懸賞募集(五月二十九日
ヨリ開始)
(ニ) 報知新聞社實施事項
選舉正寫眞懸賞募集(五月
二十七日ヨリ開始)
(ホ) 國民新聞社實施事項
選舉正棄權防止標語掛花
火大會開催(六月六日隅田公
園ニ於テ開催)
(ヘ) 東京日日新聞社實施事項
1 選舉運動狀況ヲ映寫シニ
イス映畫トシテ各當設館ニ
於テ映寫宣傳(五月二十日
ヨリ開始中)
2 府會議員投票人總數豫想懸
賞募集(未定)
東京府廳ニ府下各市町村選舉正
事務主任會議ヲ開催シ棄權防止強調
週間實施等ニ付協議指示ス
選舉正婦人の集ひ開催
六月三日午後一時 日比谷公會堂
挨拶
東京府知事 横山助成氏
東京市長 牛塚虎太郎氏

○朝日世界ニ
イス
○蘇聯を追ふて
○東亞の鎖め

府實行部市肅正部
各婦人團體
東京府實行部
東京市肅正部

六月三日
六月四日
六月七日
六月七日
六月七日
六月八日
六月九日
六月十日

申合 婦人團體
訓話 内務大臣 潮 惠之輔氏
講演 貴族院議員 田澤義雄氏
意見發表 婦人三人
餘興
舞踊 屋 承 喜
選舉正婦人の集ひヲ利用シテ府下
各婦人團體ノ名ニ依リリーフレット
「選舉正は家庭から」百萬枚ヲ配布
選舉正棄權防止ノ趣旨ヲ表示シタ
ルポスターゴロク百十萬枚ヲ府下
各小學校兒童ニ配布
兩國國技館ニ於テ選舉正大會開催
1 參加者東京市内選舉正關係
者約二萬人
2 宣言決議ヲナス
ラヂオニ依リ「自治振興ノタ」ヲ放送
1 童 謡 選ばうよ、みんな
(女師附屬兒童)
2 朗 讀
自治ノ精神(豐島附屬兒童)
國民ノ務メ(青師附屬兒童)
3 ドラマ
選舉ノ日(四谷第一小學校兒童)
4 感想 (男子一人女子一人)
5 唱歌
選舉正ノ歌(京橋商業生徒)
選舉正棄權防止ニ付警規總監、東
京府知事東京市長ノラヂオ放送
府下各區町村ニ於テ婦人團體ノ棄權防
止

府實行部
各婦人團體
府實行部
市肅正部
府學務部市教育局
府實行部
東京市
各市區町村

六月九日
(又、十日)

止及選舉肅正ノ街頭宣傳
同時ニピラニ二百萬枚ヲ配付
飛行機三機ニ依リ棄權防止ノ標語ネ
ツトヲ散見シ府下全般ニ互リ宣傳ス

府實行部
各婦人團體
各警察

六月十日

岡

同	各戸ニ國旗ヲ掲揚ス	各市區町村
同	府下各女學校ニ依リ各重要ノ地點ニ	府實行部各女學校 各市區町村

期間中

各市區町村其ノ他團體等ニ於テハ各
種有效適切ナル事項ヲ實施シテ選舉
權正ト棄權防止ノ徹底ヲ期スルコト

第十四章 講演會、座談會、懇談會、映畫會

概說

今次の選舉肅正運動は府會議員選舉を目標とするので、選舉肅正の上に更に自治振興のスローガンを加へ、各種の講演會、座談會、映畫會、これを通じてその趣旨の宣傳に力めたのであるが、殊に各町村、各種工場、會社、團體等に於て、汎く小單位の懇談會、座談會等を開催し、これを運動の貯水池として、一般に波及せしめ、以て運動の一大推進力たらしめたことは、效果絶大なるものがあつた。その開催状況は大要左記の通りである。

二、講演會、座談會、懇談會、並映畫會一覽表

開	健	地	別	同	演	會	同	談	會	回	談	會	回	人	會	批	會
數	員	均	數	員	均	數	員	均	數	員	均	數	員	均	數	員	均
一六六	六八九	四七	三三七	二四八	六五五	一三三	一〇三	八〇	七〇〇	一〇〇	四	八〇	七〇〇	一〇〇	四	八〇	七〇〇
四	一〇五	三〇	七	四	五	一	一	四	三	四	四	三	四	三	四	三	四
東	京	市	八	王	子	市	八	王	子	市	八	王	子	市	八	王	子

三〇

- 1 中央聯盟發行ノリーフレット「東京府民に懇ふ」百四十萬ヲ市區町村ヲ經テ各有權者ニ配布ス
- 2 知事、總監、市長連名ニテ各有權者ニ依頼狀百四十萬枚ヲ發送ス
- 3 棄権防止ト不在者投票ノ注意書百四十萬枚ヲ小學兒童ヲ通シ各戸ニ配布
- 4 バンフレット「選舉肅正必携」三萬部ヲ市區町村選舉肅正實行委員、選舉肅正員ニ配布
- 5 投票場ニ於テ配布スルモノ
イ 日章旗マーク（各投票人ニ一個宛）
ロ 紙製日ノ丸國旗（小學兒童ニ配布シタル双六ニ貼付スル國旗）投票人ニ配付スルコト
- 6 棄権防止ビラ七百萬枚ヲ配付、各種ノ集會共ノ他ニ利用
- 7 選舉肅正早わかり百萬枚ヲ各集會共ノ他ニ配布
- 8 選舉肅正婦人ノ集ヒ入場券及プログラム三萬枚ヲ各市區町村婦人團體ヲ經テ配布
- 9 棄権防止強調週間ビラ及小票ヲ市電、バス共ノ他私營電車バス等ニ貼付シ宣傳ス
- 10 大懸垂幕ヲ東京府、警視廳、日本劇場、白木屋ニ掲出

府、市、區、町村其ノ他各種團體單獨主權ハ勿論其國主權全部表示セリ

第十六章 知事聲明

府會議員選舉の投票を終へて
東京府知事 横山助成

本日は氣象臺の豫報に反して、朝來絶好の晴天に恵まれました爲、明瞭なる投票日を迎えることの出来ましたことは、府政の今後の進展を卜する瑞祥でありまして、府民各位と共に御同慶に堪へません。

此の選舉廢正運動は決して本日の府會議員選舉を以て終了するものでないことは申す迄ありません。斯くの如き國家的大事業は決して一朝一夕に能くその成果を収めることは出来ないのであります。官民一致の理解ある御協力によつて日常不斷に此の運動を續行する事によつてのみその目的を達成する事が出来るのであります。本府管内に於ては今明年に掛けて殆ど全部の市町村聯合の總選舉が執行されるのであります。選舉廢正の要益々其の大を加へて來るのであります。

に希望する次第であります。
府會議員の選挙を終るに當り各位の御助力に對して衷心より感謝の意を表します。

第十七章 選舉肅正日誌

行 事

月 日	事 務
四月 一日	第二次選舉肅正運動方針ニ關シ、選舉肅正委員會幹事以下事務打合會開催
六 日	選舉肅正運動方針ニ關シ、東京市各區及警視廳關係代表者懇談會開催
七 日	選舉肅正運動方針ニ關シ、八王子市及市町村關係代表者懇談會開催
九 日	選舉肅正運動方針ニ關シ、婦人團體代表者外國係者懇談會開催
四月 二十日	第二次選舉肅正運動方針ニ關シ、選舉肅正委員會幹事以下事務打合會開催
廿二日	選舉肅正委員會開催
自廿一日至廿三日	自治振興中堅人物講習會開催
自廿四日至廿七日	自治振興中堅人物講習會開催
廿八日	東京府知事訓示、市町村村長會議指示注意事項印刷
同日	監同答申作製印刷
同日	東京府第一次選舉肅正運動ノ經過概要印刷
五月 一日	市町村村長於ケル今後ノ肅正方法ニ關シ市町村村長會議開催
同日	監同答申、知事訓示要旨、指示注意事項配付
同日	經過概要、訓示要旨、指示事項、監同答申發送
自十一日至十四日	八王子市南多摩郡各町村講演會映畫會開催
自十六日至十六日	選舉肅正運動通關ニ關シ、選舉肅正委員會幹事以下事務打合會開催
同日	西、北兩多摩郡各町村講演會映畫會開催

摘 要

於府商工業獎勵會、自正午、實行部長外幹事、書記、事務副部長十八名出席
於九區內會、東京府、東京市、警視廳、中央聯盟關係者出席、第二次肅正運動要綱ニ付協議
於八王子市長外幹事、市町村、八王子市長外十六名、東京府、(總務部長外九名)警視廳、(八王子市長外二名)中央聯盟幹事
第二次肅正運動要綱ニ付協議
婦人團體、山田わか女史外十四名、市川谷川課長外二名、區政中央聯盟、警視廳、東京府關係者三十名出席
府會議、市町村關係者三十名出席
一、選舉肅正運動方針ニ關シ左記事項ニ付依頼協議
效果のナラシムル方法、二、街頭宣傳ノ實施方法及之ヲ一層講演會、懇談會等ニ關スル件、三、婦人ノ活動ニ關スル件、四、婦人ノ活動ニ關スル件、五、その他有効適切ナル運動
於府正廳、自午前十一時半、出席者總務部長外幹事、書記、事務副部長二十名、肅正委員會ニ提出ノ監同第三號ニ關スル件ニ付打合セラナス
於府正廳、自午前十一時出席者、會長、警視廳監外各委員、監同第三號ニ對シ答申
第一會場、八王子市、講師米田實氏外七名、第二會場、青梅町、講師高島米氏外七名
第三會場、立川町、講師深澤安文氏外六名
各一、〇〇〇部
五、〇〇〇部
一、〇〇〇部
於府會議事堂、自午前十一時、知事訓示、指示注意事項ニ付説示。各指導員ニ對シ配付
府下市町村村長各二部
各市町村ヲ巡視、特ニ自治ノ輝キト題スル浪曲上演、演者東高麗藏
於府正廳、自午前十一時、出席者、林總務部長外十四名、選舉肅正運動通關實施ノ件ニ付協議
各市町村巡視、特ニ自治ノ輝キト題スル浪曲上演、演者東高麗藏

合衆一總村(公會堂)受講者延人員七十九人、神田(公會堂)同五十九人、日本橋(公會堂)同五十六人、京橋(公會堂)同三十三人、芝(表羽小學校)同五十八人、麻布(公會堂)同六〇〇人、杉並(第二小學校)同四八七人、

日報、一萬。

於府商工榮勸會談話室。午前十一時開會、午後三時半閉會、出席者、本所、淺草、京橋、神田、下谷、大森、牛込、淺橋、日本橋、豊谷、豊町、四谷、中野、品川、豊島、森下、各區主任。市内各盛場、高野、提灯掲出宣傳其他諸事項ニ關シ協議。

發達先、各區正員、實行委員、各市區町村各道府縣。

十萬枚

各十萬枚

赤坂(公會堂及小學校)受講者延人員三十一人、四谷(公會堂)同四四二人、牛込(公會堂)同五〇人、本郷(公會堂)同七〇四人、小石川(公會堂)同八三四人、同七二八人、下谷(輪王寺)同二八三人、深川(議會)同八三四人、

於帝國ホテル。自午前十一時。出席者三十名。各種廣正運動ニ對スル協力方依頼。

各市區町村、實行委員宛。

於帝國ホテル。自午前十一時。出席者、新聞社六名、放送局二名。廣正運動ニ關シ協力宣傳方依頼。

各市區町村宛

選舉廣正業權防止ニ關スル協力方依頼

於府會議事堂。自午前十一時至午後十二時半。出席正員八名、豫貸令達、街頭宣傳方法ニ付指示協議。

十五萬

市電用、一、五〇〇枚。バス用、一、〇〇〇枚。

淺草(公會堂)受講者延人員五十九人、本所(公會堂)同一一〇三人、花京(公會堂)同八七八人、目黒(中目黒小學校)同四八三人、八人、平塚(小學校)同七六八人、大森(入新井第二小學校)同一三八人、葛城(第一大島小學校)六四四人、

出席者 婦人會、久布白、金子、市川各女史他計三十名。

協議事項 一、自治協興、選舉廣正婦人中堅者講習會ニ關スル件

二、選舉廣正婦人會、自治協興、選舉廣正婦人中堅者講習會ニ關スル件

三、選舉廣正家庭化運動ノ件

四、各區ニ於ケル婦人團體ノ運動、座談會、問答ノ件、街頭宣傳ノ件

自十三日 至十九日	右ラヂオ並ニ新聞ニューストシテ發表 選舉公正運動會 全職員ニ對シ知事函示 右函示内容新聞ニニューストシテ發表 警視廳其他ノ官廳ニ於テモ各其長ヨリ訓示 指導員協議會開使 選調運動ボスター掲出 選舉公正運動ニ關シテ協力方依頼狀並ニ案牒申請ベヒラ發送 第二次選舉日報發行 アドルバルーン案掲出 自治振興中堅人物講習會開使
自十四日 至十六日	映畫館、演藝場、劇場等ニ於ケル宣傳方法ニ關シ、警視廳關係者並ニ興行組合各映畫會社等トノ懇談會開使 婦人中堅者講習會、婦人の集ひノ具體的方策ニ關シ、婦人團體、幹打合會開使 婦人中堅者講習會案牒制作製送 東京日日新聞社ニニュース映畫班選舉公正事務ノ匆忙狀況撮影 端正大廳案制作製 飛行機三案飛翔立像 自治振興選舉公正中堅人物講習會開使
自十八日 至二十日	端正高壓提灯作製配布 婦人ノタメノ府政讀本(リフレット)作製ニ付協議 婦人中堅者講習會(第一日)開使 電気サインニヨル端正宣傳開始

於府商工獎勵館講堂、自午前十時、參會者、全職員、各部長 市電、市バス内ニ掲出宣傳 各市區町村、指導員、實行委員宛 毎日關係各官公署宛發送 東京府、警視廳兩屋上ニ一週間 向島(寺島圖書館)受講者延人員七〇五人、世田谷(區役所)六六五人、澁谷(公會堂)同八二人、澁谷(公會堂)同五五人、中野(公會堂)同六六六人、品川(品川小學校)同八六五人、青野(小學校)一六八八人 於日比谷松本樓、自午前十時、出席者三六名、各映畫館、劇場、寄席等ニ於ケル端正宣傳協力方依頼 於本府、出席者、市川房枝、山田わか雨女史其他數氏、中堅婦人講習會、婦人の集ひ其他婦人團體ノ運動ニ關シ協議 各市區町村、各婦人團體 本府選舉並ニ端正事務ノ狀況撮影 警視廳、本府、日本劇場、並白木屋ニテ懸垂 市並三都ノ上並テ飛翔標語ネット案作製並宣傳ビラ撒布 豊島(區役所)受講者延人員八六二人、澁谷(區役所)同五七二人、荒川(第一小學校)同九七五人、王子(王子尋常小學校)同五七二人、同七一人、板橋(板橋第一小學校)同六二一人、江戸川(小松川第四小學校)同五〇九人 市内各劇場ニ掲出宣傳ノタメ改裝場ヲ有スル各區ニ配布。 宣傳館所、銀座(銀座座)可、澁谷(新橋附近)淺草(雷門附近)下谷(上野廣小路)澁谷(道安坂)牛込(神樂坂)日本橋(人形町)近江(池袋附近)大塚(大塚附近)東大塚(東大塚附近)品川(品川附近)反田(反田附近)本所(本所附近)目黒(目黒附近)神田(神田附近)於本府、端正實行部員婦人團體幹部ト協議 於麹町區役所公會堂、自午後一時至同四時、講師林總務部長。受講者三一〇名。 於京橋第一相互館屋上サイン掲出、五月三十日迄「六月十日は府
--

合議員總選舉 誠の一環輝く府政 皆んな揃つて明るい選挙 演説
 府正東京府
 日劇、寄席、大東京、帝國其他各館ニ於テ
 於總司直役所。自午後一時至同五時。講演、質疑應答、意見發表修
 了證書授與(二八八人)、受講者延人員六二二人、講師前田多門氏。
 於朝日新聞社。自午后五時。知事總務部長出席。
 二萬
 給表、習字、圖案、作文等審査員、各區小學校長令幹事
 二萬部。各市區町村、實行委員並ニ肅正員宛配付
 於府商工獎勵館談話室。出席者林總務部長。婦人側市川、吉岡兩女
 史外二十名
 各市區町村宛。案模防止ビラ一二一、二〇〇〇枚。府民ニ贈フ一
 三六、八〇〇部。府縣制二、四四部。早わかり九七、六〇〇枚。市バス用ボ
 入場券三、〇〇〇枚。市電用ボスター一、五〇〇枚。市バス用ボ
 スター一、〇〇〇枚。接拶狀九〇、〇〇〇枚。
 「府民ニ贈フ」及「肅正萬才」
 百五十枚二百三十箇持廻
 四千木業者ヨリ各市區町村ニ配布
 於府正廳。自午前十一時。幹事、書記、事務宛託出席。案模防止票割
 廻同ニ贈シ協議
 一、〇〇〇部。各市區町村宛發送
 一、一〇〇、〇〇〇枚
 各有標者宛
 各實行委員、肅正員宛
 立看板一各市區町村一高懸提灯、市内各盛場十九ヶ所ニ掲出宣傳。
 電氣カサリ市内各當露店ニテ使用宣傳
 於府會議事室。零時半開會。出席者、林總務部長、廣橋地方課長、
 各市區町村選舉事務主任、肅正運到、徹底化特ニ案模防止、肅正、
 家總化運到(主トシテ肅正、双六ニ關シ)等ニ付指示協議
 於本所公合堂。自午后七時至十時迄。聴衆五百名。講演(講師高島氏、
 米降氏)浪曲、漫才、歌義
 於日比谷公會堂。午後一時ヨリ四時マデ。講演、田澤義範氏。

六
月

[illegible]

三三六

國語、湖内各大臣。挨拶、横山府知事。牛原東京市長。意見發表、申
 合、決議、坪野、北木喜。多會者四、〇〇〇名
 一、一〇〇、〇〇〇枚
 市露分一、五〇〇枚。バス分一、〇〇〇枚。
 六〇、〇〇〇枚
 一〇、〇〇〇枚
 一〇、〇〇〇枚

府廳。警視廳屋上二週間。

本日ヨリ一週間振出

於澁谷廣尾小學校。午后七時開會。來會者一、〇〇〇名。講演(丸山

於八王子第一小學校。午后七時開會。參會者一、〇〇〇名。講演(前田多門氏)浪花傳、万才、映畫

五八、〇〇〇枚。府内各高等女學校宛
三〇、〇〇〇枚。ラッパユアワリ巻ニ裏子軍(十名)ヲシテ金行ク

數寄屋橋際、有樂町驛前、京橋際、新橋驛前、須田

一五〇、〇〇〇枚

於日比谷公會堂。自午十一時。扶掖、林總務部長。漫遊、曲技、小
頃、映畫、參會者二、〇〇〇人

於兩田公園、折柄ノ晴天ニ恵マレ盛會、觀覽者五萬
於兩國競技場。自午前九時半。講話、菊內務大臣、

各區二〇、〇〇〇枚宛

東京府知事、警視總監、東京市長、神奈川縣知事。自午後六時二十
五分

十日ノ雨天ヲ懸念セルタメカ大方ノ區ハコノ日決行雨中ヲ物トモセズ業豫防止宜博強化ニ力ム。婦人團體幹部、府貸行部員、市惠正部員、六班ニ分レ各區ノ街頭宣傳狀況ヲ視察督勵ス參加者、市川、大妻女史等十三名

探訪ネットヲ繁史並ニビヲ撒布宣傳

今日ハ投票日氣違ハレテキタ天氣モ、中央氣象臺ノ豫報ニ反シ恵マ
レタル晴トナリ肅正部モ勇躍一番掉尾ノ活動ヲ爲ス

九時集合、九時半府正廳ニ於テ林總務部長ノ挨拶アリタル後十時半

出役。府一宮城前上野一齊行進ノレヨリ各區ニ分レ巡回。各婦人團體員一五〇名府市兩正部員一投票シタカートイフ。各婦人團體員一五〇名府市兩正部員一投票シタカートイフ。傳立ニ各區婦人團體ノ街頭宣傳ヲ實施最ニ大活動ヲナス。標語ネット聚曳、ビラ撒布。

早朝一齊ニ投票箱邊ボスター「今日ハ府會議員總選舉、投票ノ濟マナイカ、今ニシテ投票所ヘ」ヲ各所ニ貼付禁樞防止ヲ宣傳。六〇、〇〇〇枚。

於各投票所

十六ミリ攝影班ハ早朝ヨリ活躍全市ノ肅正宣傳及投票狀況ヲカメラニ収ム

午後八時ニ府會議員選舉投票ヲ終ヘテ」

子地發第一九九號
昭和十一年四月十三日

東京府選舉改正發行部

八王子市長各町村長殿

自治區與中堅人物講習會講習員推薦方依頼ノ件

來ル六月施行セラルヘキ府會議員總選舉ヲ初メ各種ノ選舉ヲ目標トシ愈々

第二次選舉爲正運動ヲ開始スルコトナリ先づ之を運動ノ基礎方策トシテ

新要項ニ依ル講習會ヲ開催シ地方自治團體ニ於ケル中堅人物ヲ養成致度候ニ

就テハ部内ノ實情篤ト御考慮ノ上左記ニ依リ受誘者推測相成本月十八日迄ニ

別紙様式ニ依リ御回報相煩度

一、緒言

八王子市 五〇人以内

町村ハ一町村 二〇人以内

11 修訂版收錄

市町村吏員、市町村選舉處正實行委員、市町村合議員其ノ他在選舉人

食、青年團、各種團體、各種職業組合等ノ密着ニシテ可成壯年者多ク

口 十

三、市町村長ノ推薦シタル講習員ハ全部講習員トシテ認ムルニ付（特ニ通知

住所	氏名	摘要

セシ。講習会場ニ出頭シテ出席届ヲ爲スコト
四、講習員ノ要スル交通費其ノ他ノ費用ハ市町村又ハ其ノ屬スル團體若クハ
本人ノ負擔トス
五、講習員ニハ終了證書及標章ヲ交付スル豫定
六、会場ハ大體別表ノ通ノ豫定ニテ目下選定中ニツキ決定次第通知ス

講習員報告様式

自治與中堅人物講習會講習員報告書

送張敬甫

[illegible]

1955-1956: 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 251, 252, 253, 254, 255, 256, 257, 258, 259, 260, 261, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 268, 269, 270, 271, 272, 273, 274, 275, 276, 277, 278, 279, 280, 281, 282, 283, 284, 285, 286, 287, 288, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 300, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 340, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 353, 354, 355, 356, 357, 358, 359, 360, 361, 362, 363, 364, 365, 366, 367, 368, 369, 370, 371, 372, 373, 374, 375, 376, 377, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385, 386, 387, 388, 389, 390, 391, 392, 393, 394, 395, 396, 397, 398, 399, 400, 401, 402, 403, 404, 405, 406, 407, 408, 409, 410, 411, 412, 413, 414, 415, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 422, 423, 424, 425, 426, 427, 428, 429, 430, 431, 432, 433, 434, 435, 436, 437, 438, 439, 440, 441, 442, 443, 444, 445, 446, 447, 448, 449, 450, 451, 452, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 459, 460, 461, 462, 463, 464, 465, 466, 467, 468, 469, 470, 471, 472, 473, 474, 475, 476, 477, 478, 479, 480, 481, 482, 483, 484, 485, 486, 487, 488, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 500, 501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 508, 509, 510, 511, 512, 513, 514, 515, 516, 517, 518, 519, 520, 521, 522, 523, 524, 525, 526, 527, 528, 529, 530, 531, 532, 533, 534, 535, 536, 537, 538, 539, 540, 541, 542, 543, 544, 545, 546, 547, 548, 549, 550, 551, 552, 553, 554, 555, 556, 557, 558, 559, 560, 561, 562, 563, 564, 565, 566, 567, 568, 569, 570, 571, 572, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579, 580, 581, 582, 583, 584, 585, 586, 587, 588, 589, 590, 591, 592, 593, 594, 595, 596, 597, 598, 599, 600, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 608, 609, 610, 611, 612, 613, 614, 615, 616, 617, 618, 619, 620, 621, 622, 623, 624, 625, 626, 627, 628, 629, 630, 631, 632, 633, 634, 635, 636, 637, 638, 639, 640, 641, 642, 643, 644, 645, 646, 647, 648, 649, 650, 651, 652, 653, 654, 655, 656, 657, 658, 659, 660, 661, 662, 663, 664, 665, 666, 667, 668, 669, 670, 671, 672, 673, 674, 675, 676, 677, 678, 679, 680, 681, 682, 683, 684, 685, 686, 687, 688, 689, 690, 691, 692, 693, 694, 695, 696, 697, 698, 699, 700, 701, 702, 703, 704, 705, 706, 707, 708, 709, 710, 711, 712, 713, 714, 715, 716, 717, 718, 719, 720, 721, 722, 723, 724, 725, 726, 727, 728, 729, 730, 731, 732, 733, 734, 735, 736, 737, 738, 739, 740, 741, 742, 743, 744, 745, 746, 747, 748, 749, 750, 751, 752, 753, 754, 755, 756, 757, 758, 759, 760, 761, 762, 763, 764, 765, 766, 767, 768, 769, 770, 771, 772, 773, 774, 775, 776, 777, 778, 779, 780, 781, 782, 783, 784, 785, 786, 787, 788, 789, 790, 791, 792, 793, 794, 795, 796, 797, 798, 799, 800, 801, 802, 803, 804, 805, 806, 807, 808, 809, 810, 811, 812, 813, 814, 815, 816, 817, 818, 819, 820, 821, 822, 823, 824, 825, 826, 827, 828, 829, 830, 831, 832, 833, 834, 835, 836, 837, 838, 8

傳考 蘇安福二八何町村財役 表附 町本

何桑組合長等ノ資格ヲ配入スル

自治要典
選舉正
中堅人物講習會要項

自治團體並選舉改正ノ徹底ヲ圖リ府下ノ自

人物ノ養成ヲ左記日程表及時間割表ニヨリ實

一、聯合日程

(一) 三 一 一 三

期 間	合 場 名	講 習 會 場	市 町 村 別
自四月廿一日 至四月廿三日	第一會場	八王子市	八王子市
自四月廿三日 至四月廿五日	第二會場	西多摩郡 青杉町	南多摩郡 各町村
自四月廿五日 至四月廿七日	第三會場	北多摩郡 立川町	各町村
自四月廿七日 至四月廿九日	第四會場	北多摩郡 各町村	北多摩郡 各町村

日 時	科 目	授 課 者 名
第一日午前十時 至午前十一時半	開講式	各聯合會長、同聯合長
自午前十一時半 至午前十二時	東京府政概要	前田多門、中川東
自午後一時 至午後二時半	自治ノ本義	内務省大村地方局長 深作安文、吉田熊次、 中村孝也
自午後二時半 至午後四時三十分	地方制度概要	下村安、高橋雄哉
第二日午前十時 至午前十二時	我が國民格	丸山鶴吉、松井茂、飯 山政通
自午後一時 至午後二時半	現下内外ノ情勢	安倍松孝、石谷岡松孝、 警保局長防犯課長
自午後二時半 至午後四時三十分	選舉法ニ就テ	監察者、中央選舉事務、 聯合會聯合長
第三日午前十時 至午前十二時	選舉法ニ就テ	
自午後一時 至午後二時半	選舉法ニ就テ	
自午後二時半 至午後四時三十分	研究懇談會	
自午後一時 至午後二時半	閉講式	

合議員並聯合會内各町村選指導員ニ周知方御配置相煩使
 子地發第二三四號
 昭和十一年四月二十三日
 東京府選舉正實行部長
 大島、八丈支廳長殿
 選舉正運動ニ關スル件
 本日府下各市区町村長ニ對シ標記ノ件ニ付別紙ノ通り通達致候ニ就テハ
 參考及送付候
 子地發第二三四號
 昭和十一年四月二十三日
 東京府選舉正實行部長
 各市区町村長殿
 選舉正運動ニ關スル件
 來ル六月行ハルベキ府會議員總選舉ヲ目標トスル選舉正運動ニ付テハ豫
 テ御配慮中ノコト存シ候處今同之ガ運動ニ付別紙ノ通り内務次官ヨリ特ニ
 通達ノ次第モ有之候條御了知相成度尙本府ニ於テハ去ル二十日選舉正委
 員會ヲ開キ今後ノ運動方策ニ關スル答申ヲ得タルヲ以テ之ニ基キ運動ヲ開始
 可致候ニ就テハ市区町村ニ於テモ直ニ準備ニ着手セラレ一層正ノ實ヲ舉ゲ
 ル様格別ノ御配慮相成候條致度
 追而第三回選舉正委員會ニ對スル東京府知事ノ諮問並ニ之ニ對スル答申
 別紙送付候條御了知相成度
 (内務省)發地第三一號
 昭和十一年四月十七日
 内 務 次 官
 東京府知事殿
 選舉正運動ニ關スル件
 近々行ハルベキ府會議員ノ總選舉ニ就テハ益々肅正ノ趣旨ヲ徹底シ其ノ實
 ヲ舉クル様大ニ御配慮中ノコト存候處當局ノ用意如何ハ成績ヲ舉クルニ至
 大ノ關係有之義ニ付克ク從來執行セル選舉ノ實績等ニ徴シ此ノ際最も適切有
 效ノ方法ヲ講シテ選舉正ノ趣旨ニ關スル一變ノ關心ヲ深カラシムルニ努メ
 選舉ノ淨化ヲ期スルニ格別ノ御留意相成候條致度
 子地發第二四九號

来ルベキ府會議員選舉ヲ目録トスル選舉處正運動ニ付テハ種々御配慮相煩
居候處迄々選舉處正ニ切迫シ益々本運動強固ノ必要ヲ痛感致候ニ付別紙實施
事項ニ依リ選舉處正運動同ヲ實施致ヘコトト相成候條内部各職員ニ之ヲ周
知セシムルト共ニ熱心ナル御協力ヲ要致候段此段及御依頼候也
子地發第二八九號
昭和十一年五月七日

東京府選舉處正實行部長

東京市長、各區長殿

高張提燈ニ依リ選舉處正宣傳ニ關スル件

首記ノ件ニ關シ關係職員等共協同ノ上左記ノ通り實施ノコトニ決定致候
條御了知ノ上充分效果ヲ舉ゲル様御配慮相煩候也

記

實施事項

一、高張提燈ノ數

設置箇所ハ本所區及豊島區ヲ除ク外一區一箇所トシ一箇所二十一張トス
二、町内會トノ協力方法設備管理等ハ區ニ於テ關係町會ト協力實施ノコトト
ス

三、宣傳期間

選舉期日前十日間トス

四、宣傳箇所

京橋區 銀座尾張町	淀橋區 新富町附近
浅草區 雷門附近	下谷區 上野廣小路附近
浅谷區 蓮立坂	牛込區 神樂坂
日本橋區 人形町	豊島區 池袋附近、大塚附近、
麻布區 六本木停留場附近	四谷區 聖町
中野區 中野驛附近	大森區 大森驛附近
品川區 五反田驛附近	本所區 押上驛附近、國技館前
神田區 神保町附近	麹町區 美松附近

五、電燈料共ノ他設備費ノ關係
設備ニ要スル費用中、設置箇所一箇所ニ付四十圓宛府ヨリ市ヲ返シテ給
給ス不足ヲ生スル場合ハ區及町會等ニ於テ支出ノ途ヲ講スルコトトス但
シ提燈及竿ハ府ヨリ配付ス

六、警察署ノ取締トノ關係

府ニテ警察廳及關係警察署ト打合スヘキモ尙區役所及町會等ニテモ交渉
ヲ遂ケ遺漏ナキヲ期セラレタシ

子地發第二八九號

昭和十一年五月七日

東京府選舉處正實行部長

各市區町村長殿

選舉處正運動期間實施ニ付各官署ニ要望ノ件

首記ノ件ニ付別紙ノ通本府管内所在各官署ニ對シ協力方要望致候條爲參
考及送付候

追テ市區町村ニ於テ各會社、銀行、工場、商店等ニ對シ協力要望依頼ノ節
ハ右要望書ノ趣旨等ヲ參照シ市區町村長名義ヲ用ヒ適當ニ御措置相成候様
致候爲念

(要望書ハ第四章一二轉錄)

子地發第二九五號

昭和十一年五月九日

東京府選舉處正實行部長

各市區町村長殿

選舉處正運動ノ實施ニ關スル件

府會議員選舉ヲ目標トスル選舉處正運動モ愈々實施期ニ入り種々御配慮中
ノコトト存居候得共仍左記事項特ニ御留意相成候條此段及通照候也

記

一、六月十日迄ニ發スル徵稅令書ハ勿論其ノ他ノ印刷物ニハ必ズ選舉處正ニ
關スル標語記入其ノ他ノ意匠ヲ施シ極力趣旨ノ宣傳ニ努ムルコト
二、店頭裝飾、包裝紙印刷等ニ選舉處正標語其ノ他ノ意匠ヲ附セシムルコト
ハ趣旨宣傳上最モ效果大ナリト被認ニ付東京市ノ各區ニ在リテハ區内デ
パート、大商店、大會社等ノ協力ヲ求メ之カ利用ニ遺憾ナキヲ期スルコト
三、現時ノ選舉處正運動ハ個人ト密接ナル關係ヲ有スルヲ以テ部内ノ個人團
體ニ對シ活動ナル運動ヲ促シ一般婦人ノ選舉及自治ニ關スル理解ヲ深メ
シムルコトニ極力努力スルコト
四、選舉處正運動費用支持ノ遲延ハ今後ノ運動ニ適切ナル影響ヲ與フルノミ
ナラス從ニ之ヲ遲延セシムルトキハ警察廳成ノ因ヲ爲スヲ以テ留意セラ

レ座中議員會及議會會議謝辭ノ如キハ特ニ敬述ニ之カ支持ヲ爲ス様
カムルコト

昭和十一年五月十六日

東京府總務部長

各市町村長殿

選挙正當補助費ノ發給ニ關スル件

昭和十一年度選挙正當補助ノ發給ニ關シテハ五月一日附子地發第三三七
號通達ノ趣旨ニ遵ヒ夫々該管区域内ノコトト存候共動モスレバ各種ノ宜
傳ヲ爲サスシテ通達ノ趣旨ニ反スル發給ニ充テ或ハ實施ノ遲延ヲ爲ス等其
遺悞ノコトニ付此ノ際協力宜傳ヲ實施シ萬遺悞ナキヲ期セラシ度候

子地發第三五〇號

昭和十一年五月二十九日

東京府選挙正當實行部長

各市町村長殿

選挙防止強固同實施ニ關スル件

來ルヘキ府會議員選舉ヲ目標トスル選挙正當運動ニ付テハ夫々適當ナル
方法ヲ以テ其ノ實ヲ舉ケルニ鋭意御配慮中ノコトト存候處之カ運動ノ成果
ヲ收ムルニハ選挙防止ニ努ムルコト本大ナルモノ有之ニ段ミ來ル六月三日ヨ
リ九日迄ヲ選挙防止強固同定メ別紙行程ニ依ル事項ヲ實施シ選挙防止ヲ
高邁シテ全府民ノ注意ヲ喚起致度存候ニ就テハ市町村ニ於テモ協力シテ之
ニ當ルハ勿論各該ノ有効適切ナル方法ヲ實施シ選挙防止ノ徹底ヲ期スル様致
度

選挙防止其ノ他ノ印刷物配付ニ付テハ從來確實ニ配布ヲ了セサル向フ
リタルハ其タ遺悞ニ付特ニ注意相成度

(實施行程ハ第十三章二條條)

子地發第三四九號

昭和十一年五月三十日

東京府選挙正當實行部長

各市町村長殿

選挙正當運動ニ用ヒタル印刷物寫眞等蒐集ノ件

府會議員選舉ヲ目標トスル選挙正當運動ノ實況ヲ集録シテ各管内活動狀況
ヲ知悉スルコト并ニ今後ノ運動計畫上貴重ナル資料ニ供シ度存候様運動ニ用ヒ

タル印刷物其ノ他一切ノ施設物(長大ナルモノヲ除ク)並ニ其ノ寫眞及街頭
宣傳等ノ運動狀況等ヲ撮影シタル寫眞等運動實況ヲ寫眞タラシムヘキ一切ノ
資料ヲ便宜ノ方法ニ依リ當部ニ送付相成度

子地發第三五三號

昭和十一年五月三十日

東京府選挙正當實行部長

各市町村長殿

票行場ニ於ケル選挙正當宣傳實施ニ關スル件

府會議員選舉ヲ目標トスル選挙正當運動ノ内興行場ニ於ケル宣傳ニ付テハ
前同通達ノ實施スルコトトシ該管区域内各同ノ際ニモ協議致置候處ナルガ
其ノ後實況ニモ折衝ヲ進メ左記方法ニ依リ之ヲ實施ノコトニ決定市內各警
署ニ對シテハ援助並ニ警署方警察官ヨリ通達済ニ有之候條區內警察署ト聯
絡ヲ圖リ宣傳上遺悞ナキヲ期セラシ度此段及通達候也

追テ宣傳費用ハ全部本府ニ於テ負擔可致又各興行場別支拂額ハ所轄警察署
ニ於テ實施狀況ニ應ジテ之ヲ調査決定スルコトト相成居之ガ請求書ハ全部警
署ニ於テ受理シ組合又ハ協會ニ屬スル分ハ所屬館ヲ一括直接本府ニ、然
レザル分即チ單獨警察署ノ分ハ警察署ヨリ區役所ニ送付ガベキニ付、區內全
部ノ分ヲ取調メ其ノ金額ヲ本府ニ報告相成度右報告ニ基キ區ニ對シ其ノ金
額ヲ豫算合送可致候條區館ヲ來サザル様留意相成度候

記

一、劇場及演藝場

追正レコードノ演奏、懸垂幕、ポスターノ掲出、プログラムニ標題ノ挿
入等

二、映畫館

追正レコードノ演奏、知事訓示トキト並ニポスター、映寫ポスターノ掲
出、プログラムニ標題ノ挿入等

三、前二條ノ外

三、前二條ノ外、ポスター、知事訓示トキト並ニポスター、映寫ポスターノ掲
出、プログラムニ標題ノ挿入等

三、前二條ノ外、ポスター、知事訓示トキト並ニポスター、映寫ポスターノ掲
出、プログラムニ標題ノ挿入等

三、前二條ノ外、ポスター、知事訓示トキト並ニポスター、映寫ポスターノ掲
出、プログラムニ標題ノ挿入等

三、前二條ノ外、ポスター、知事訓示トキト並ニポスター、映寫ポスターノ掲
出、プログラムニ標題ノ挿入等

三、前二條ノ外、ポスター、知事訓示トキト並ニポスター、映寫ポスターノ掲
出、プログラムニ標題ノ挿入等

三、前二條ノ外、ポスター、知事訓示トキト並ニポスター、映寫ポスターノ掲
出、プログラムニ標題ノ挿入等

三、前二條ノ外、ポスター、知事訓示トキト並ニポスター、映寫ポスターノ掲
出、プログラムニ標題ノ挿入等

三、前二條ノ外、ポスター、知事訓示トキト並ニポスター、映寫ポスターノ掲
出、プログラムニ標題ノ挿入等

三、前二條ノ外、ポスター、知事訓示トキト並ニポスター、映寫ポスターノ掲
出、プログラムニ標題ノ挿入等

三、前二條ノ外、ポスター、知事訓示トキト並ニポスター、映寫ポスターノ掲
出、プログラムニ標題ノ挿入等

三、前二條ノ外、ポスター、知事訓示トキト並ニポスター、映寫ポスターノ掲
出、プログラムニ標題ノ挿入等

三、前二條ノ外、ポスター、知事訓示トキト並ニポスター、映寫ポスターノ掲
出、プログラムニ標題ノ挿入等

三、前二條ノ外、ポスター、知事訓示トキト並ニポスター、映寫ポスターノ掲
出、プログラムニ標題ノ挿入等

三、前二條ノ外、ポスター、知事訓示トキト並ニポスター、映寫ポスターノ掲
出、プログラムニ標題ノ挿入等

三、前二條ノ外、ポスター、知事訓示トキト並ニポスター、映寫ポスターノ掲
出、プログラムニ標題ノ挿入等

三、前二條ノ外、ポスター、知事訓示トキト並ニポスター、映寫ポスターノ掲
出、プログラムニ標題ノ挿入等

三、前二條ノ外、ポスター、知事訓示トキト並ニポスター、映寫ポスターノ掲
出、プログラムニ標題ノ挿入等

三、前二條ノ外、ポスター、知事訓示トキト並ニポスター、映寫ポスターノ掲
出、プログラムニ標題ノ挿入等

三、前二條ノ外、ポスター、知事訓示トキト並ニポスター、映寫ポスターノ掲
出、プログラムニ標題ノ挿入等

三、前二條ノ外、ポスター、知事訓示トキト並ニポスター、映寫ポスターノ掲
出、プログラムニ標題ノ挿入等

子地發第三五一號

昭和十一年六月一日

東京府選舉廳正實行部長

各市町村長殿

投票所ニ送附設備ヲ施スノ件

投票所ニ選舉廳正ニ關スル設備ヲ施スコトニ付テハ既ニ夫々御配意中ノコトト存シ候得共右ハ投票者ニ對シ投票直前ニ特ニ肅正氣分ヲ喚起セシメ嚴肅ナル心境ニ投票ヲ行フコトナリ選上最モ效果大ナルモノト被存候條大體左記ニ依リ右施設相成候様致度爲念及通啓候也

追而學校其ノ他ノ普通物等ヲ職員候補者ノ演說會場ニ使用スル場合ニハ前同ノ通り立看板、垂幕、ボスター等ヲ掲出セシメ聽衆ノ注意ヲ喚起スル様御配意相成度

記

一、肅正垂幕、ボスター等ヲ掲出スルコト

二、肅正立看板ヲ投票所前ニ集中掲出スルコト

三、國旗ヲ掲揚スルコト

四、宣誓文、決議文ヲ掲示スルコト

五、其ノ他選上適切ト認ムル事項

子地發第三五八號

昭和十一年六月一日

東京府選舉廳正實行部長

各市町村長殿

投票當日各戸ニ國旗ヲ掲揚セシムルノ件

府會議員選舉當日タル六月十日ニハ一般府民ニ對シ投票日ナルコトヲ明確ニ印象セシメ以テ棄權防止ニ備フルト共ニ選舉ニ對スル關心ヲ誘起セシムル爲ニ各戸ニ一齊ニ國旗ヲ掲揚スルコトト相成候條管内全部ニ渡ナク周知セシムル様配意相成度依命此段及通啓候也

子地發第三五九號

昭和十一年六月一日

東京府選舉廳正實行部長

各市町村長殿

小學校兒童ニ「子供に出来る選舉正及六」配布ニ關スル件

二四二

選舉廳正ノ趣旨普及宣傳ニ付テハ目下各種ノ方法ヲ以テ其ノ實ヲ舉グルニ努メツ、アルモ小學校ノ兒童ヲ通シ一般父兄ノ選舉及自治ニ對スル關心ヲ深メシムルコトハ最モ效果大ナルモノアリト被認ヲ以テ本府ニ於テハ今同府下全小學校（公立共立）ノ兒童ニ對シ「子供に出来る選舉正及六」ヲ配布シ選舉及自治訓練ノ教材トシシムルハ勿論之ヲ各家庭ニ持歸ラシメ以テ各家庭ヨリ一層肅正ノ氣運ヲ醸成セシムルコトニ努ムルト共ニ選舉人ニ對シテハ各投票所ニ於テ右「及六」ノ「上リ」ニ貼付スベキ紙製「日ノ九國旗」ハ日章旗マヽクトハ別物）ヲ配布シ之ヲ必ず家庭ニ持歸ラシメ以テ家庭選舉ツテ明瞭裡ニ肅正選舉ノ美ヲ濟ス様努メシムルコト相成本日別送夫々送付候條左記事項御留意ノ上之ガ實施ニ當リテハ遺憾ナキヲ期スルハ勿論之ヲシテ最モ有效ナラシムル様特ニ御配意相成度尙投票所ニ於テ配布スル紙製「日ノ九國旗」ハ各投票人ニ漏ナク配布スルコトニ努ムルハ勿論ナルモ之ガ爲メ荷モ投票ノ妨害或ハ投票ニ支障ヲ來サシムルガ如キ其ノ他公正ナル選舉ニ妨害ヲ生ゼシムルガ如キコトナキ様致度

追而小學校兒童ニ對シテハ本件「及六」ヲ利用セシムルト共ニ之ヲ課題トシテ學方ヲ課シ其ノ佳作ノモノハ之ヲ取選メ記錄トシテ印刷シ一般ニ配布シテ教育上ノ資料ニ供スル稟定ナヤ付小學校ニ對シテハ公私立ノ別ヲ問ハズ漏ナク配布相成度尙各小學校長ニ對シテモ夫々通啓致候條爲念

記

一、「子供に出来る選舉正及六」配布ニ關スル事項

1 本府ヨリ送付ヲ受ケタルトキハ各學校ト協力シテ直ニ兒童ニ配布シ家庭ニ持歸ラシムルコト

2 兒童ニ配布スル場合ニ於テハ受持教師ヨリ兒童ニ「及六」ヲ利用殊ニ父兄ガ投票所ニ於テ配布ヲ受ケタル紙製「日ノ九國旗」ヲ「及六」ノ「上リ」ノ所ニ貼付スルコト等ニ付ヨク説明ヲ爲スト同時ニ府政又ハ選舉ニ關スル講話等ヲ爲シ以テ兒童ヲシテ選舉又ハ自治ニ對スル興味ト關心トヲ持タシメ通シテ「及六」ヲ利用セシムル様努ムルコト

3 選舉期日後各兒童ヨリ「及六」ヲ提出セシメ教師ニ於テ夫々閱覽スルト同時ニ兒童ノ感想等ヲ稟報シ且選舉ノ結果等ノ講話ヲ爲シ更ニ之ヲ兒童ニ持歸ラシムルコト

二、「及六」貼付スベキ紙製「日ノ九國旗」配布ニ關スル事項

1 本府ヨリ送付ヲ受ケタルトキハ各學校ト協力シテ直ニ兒童ニ配布シ家庭ニ持歸ラシムルコト

2 兒童ニ配布スル場合ニ於テハ受持教師ヨリ兒童ニ「及六」ヲ利用殊ニ父兄ガ投票所ニ於テ配布ヲ受ケタル紙製「日ノ九國旗」ヲ「及六」ノ「上リ」ノ所ニ貼付スルコト等ニ付ヨク説明ヲ爲スト同時ニ府政又ハ選舉ニ關スル講話等ヲ爲シ以テ兒童ヲシテ選舉又ハ自治ニ對スル興味ト關心トヲ持タシメ通シテ「及六」ヲ利用セシムル様努ムルコト

3 選舉期日後各兒童ヨリ「及六」ヲ提出セシメ教師ニ於テ夫々閱覽スルト同時ニ兒童ノ感想等ヲ稟報シ且選舉ノ結果等ノ講話ヲ爲シ更ニ之ヲ兒童ニ持歸ラシムルコト

二、「及六」貼付スベキ紙製「日ノ九國旗」配布ニ關スル事項

1 本府ヨリ送付ヲ受ケタルトキハ各學校ト協力シテ直ニ兒童ニ配布シ家庭ニ持歸ラシムルコト

2 兒童ニ配布スル場合ニ於テハ受持教師ヨリ兒童ニ「及六」ヲ利用殊ニ父兄ガ投票所ニ於テ配布ヲ受ケタル紙製「日ノ九國旗」ヲ「及六」ノ「上リ」ノ所ニ貼付スルコト等ニ付ヨク説明ヲ爲スト同時ニ府政又ハ選舉ニ關スル講話等ヲ爲シ以テ兒童ヲシテ選舉又ハ自治ニ對スル興味ト關心トヲ持タシメ通シテ「及六」ヲ利用セシムル様努ムルコト

3 選舉期日後各兒童ヨリ「及六」ヲ提出セシメ教師ニ於テ夫々閱覽スルト同時ニ兒童ノ感想等ヲ稟報シ且選舉ノ結果等ノ講話ヲ爲シ更ニ之ヲ兒童ニ持歸ラシムルコト

二、「及六」貼付スベキ紙製「日ノ九國旗」配布ニ關スル事項

1 本府ヨリ送付ヲ受ケタルトキハ各學校ト協力シテ直ニ兒童ニ配布シ家庭ニ持歸ラシムルコト

2 兒童ニ配布スル場合ニ於テハ受持教師ヨリ兒童ニ「及六」ヲ利用殊ニ父兄ガ投票所ニ於テ配布ヲ受ケタル紙製「日ノ九國旗」ヲ「及六」ノ「上リ」ノ所ニ貼付スルコト等ニ付ヨク説明ヲ爲スト同時ニ府政又ハ選舉ニ關スル講話等ヲ爲シ以テ兒童ヲシテ選舉又ハ自治ニ對スル興味ト關心トヲ持タシメ通シテ「及六」ヲ利用セシムル様努ムルコト

3 選舉期日後各兒童ヨリ「及六」ヲ提出セシメ教師ニ於テ夫々閱覽スルト同時ニ兒童ノ感想等ヲ稟報シ且選舉ノ結果等ノ講話ヲ爲シ更ニ之ヲ兒童ニ持歸ラシムルコト

二、「及六」貼付スベキ紙製「日ノ九國旗」配布ニ關スル事項

1 本府ヨリ送付ヲ受ケタルトキハ各學校ト協力シテ直ニ兒童ニ配布シ家庭ニ持歸ラシムルコト

2 兒童ニ配布スル場合ニ於テハ受持教師ヨリ兒童ニ「及六」ヲ利用殊ニ父兄ガ投票所ニ於テ配布ヲ受ケタル紙製「日ノ九國旗」ヲ「及六」ノ「上リ」ノ所ニ貼付スルコト等ニ付ヨク説明ヲ爲スト同時ニ府政又ハ選舉ニ關スル講話等ヲ爲シ以テ兒童ヲシテ選舉又ハ自治ニ對スル興味ト關心トヲ持タシメ通シテ「及六」ヲ利用セシムル様努ムルコト

3 選舉期日後各兒童ヨリ「及六」ヲ提出セシメ教師ニ於テ夫々閱覽スルト同時ニ兒童ノ感想等ヲ稟報シ且選舉ノ結果等ノ講話ヲ爲シ更ニ之ヲ兒童ニ持歸ラシムルコト

二、「及六」貼付スベキ紙製「日ノ九國旗」配布ニ關スル事項

子地券第三五九號

昭和十一年六月三日

各小學校長殿

東京府總務部長
東京府學務部長

「子供に出来る選舉權正双六」配付方ニ關スル件

1. 「子供に出来る選舉權正双六」ニ貼付スベキ「日ノ九國旗」ハ日章旗マーカートハ別物ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ各投票區ノ選舉人致ニ送付シテ各投票管理若ト送付シ投票管理若トハ投票當日之ヲ各投票人ニ渡ナク配付スルコト
2. 各投票人ニ配布スル「日ノ九國旗」ハ投票人一人ニ付各一枚トス但シ投票人ヨリ要求アリタルトキハ此ノ限ニテアラズ
3. 「日ノ九國旗」ノ配布ハ投票所ノ入口又ハ出口ニ於テ投票所ノ事務員ヲシテ之ヲ爲サシメ可成之ヲ利用方法ニ付説明ヲ與ヘルコト
4. 投票人ニシテ兒童ヲ有セザル者ニ對シテハ投票人ノ近隣ノ兒童ニ與ヘシムル様説明シテ配布スルコト

選舉權正ノ趣旨普及宣傳ニ付テハ目下各種ノ方法ヲ以テ其ノ資ヲ擧クルニ努メツツアルモ小學校ノ兒童ヲ通シ一般父兄ノ選舉及自治ニ對スル關心ヲ深メシムルコトハ最も重要ナルモノアリト被認ヲ以テ本部ニ於テハ今同府下全小學校兒童ニ對シ「子供に出来る選舉權正双六」ヲ配付シ選舉及自治關係ノ教材タラシムルハ之ニ爲之ヲ家庭ニ持歸ラシメ以テ各家庭ヨリ一層選舉ノ氣運ヲ醸成セシムルコトニ努ムルト共ニ選舉人ニ對シテハ各投票所ニ於テ右双六ノ「上リ」ニ貼付スベキ紙製「日ノ九國旗」ハ別物トシテハ別物トシテ之ヲ必ス家庭ニ持歸ラシメ全家成員ヲ明瞭ニ選舉權正ノ意義ヲ理解セシムルコトト相成本日別送夫々市區町村ニ送付候條市區町村長ト協議ヲ送ケ之カ配付利用ニ付テハ左記事項留意ノ上遺憾ナキヲ期スルト共ニ之ヲシテ最も效果アラシムル様指導ノ御留意相成度

追而各兒童ニ對シテハ本件双六ヲ利用セシムルト共ニ之ヲ課題トシタル級方ヲ課シ其ノ佳作ノモノハ之ヲ本部ニ於テ取覽メ記録トシテ印刷シ一般ニ配付シテ教育上ノ資料ニ供スル處定ニ付了知相成度尙市區町村長ニ對シテモ夫々指導宣傳爲念

「双六」配付ニ付テハ市區町村長ト協力ノ上送ニ之ヲ兒童ニ手交シ家庭ニ

左記

- 二、兒童ニ配付スル場合ハ受持教師ヨリ双六利用券ニ父兄カ投票所ニ於テ配付ヲ受ケタル紙製「日ノ九國旗」ヲ双六ノ「上リ」ニ貼付スルコト等ニ付ヨク説明ヲ與フルト共ニ府政又ハ選舉ニ關スル講話等ヲ爲シ以テ兒童ヲシテ選舉又ハ自治ニ對スル興味ト關心トヲ持タシメ進んで双六ヲ利用セシムル様指導スルコト
- 三、選舉期日後兒童ヨリ双六ヲ提出セシメ教師ニ於テ夫々閱覽スルト同時ニ兒童ノ感想等ヲ聴取シ且總選舉ノ結果等ノ講話ヲ爲シ更ニ双六ヲ兒童ニ持歸ラシムルコト
- 四、双六ハ各學校ニ於テ兒童ニ之ヲ配付シ双六ノ「上リ」ニ貼付スベキ紙製「日ノ九國旗」ハ市區町村ノ各投票所ニ於テ各投票人ニ之ヲ配付スルモノニ付注意スルコト
- 五、兒童數人ヲ有スル投票人ニ對シテハ投票所ニ於テ必要數ヲ請求シ得ル様市區町村長ニ連絡シ置キタルヲ以テ其ノ旨兒童ニ注意スルコト
- 六、兒童ヲ有セザル投票人ニ在リテハ投票所ニテ交付ヲ受ケタル紙製「日ノ九國旗」ヲ近隣ノ兒童ニ之ヲ交付スル様投票所ニ於テ説明ヲ與フヘキニ付其ノ旨兒童ニ注意スルコト
- 七、兒童ニ双六ヲ配付シタル上ハ之ヲ利用セシムルコトニ努ムヘキハ勿論ナルモ之カ爲却テ弊害ヲ生セシムルカ如キコトナキ様特ニ注意スルコト
- 八、投票管理若ト連絡ヲ圖リ支障ナキ限度ニ於テ兒童ヲシテ投票所ノ設備ヲ參觀セシメ選舉ニ對スル理解ヲ深カラシムルコト

昭和十一年六月三日

東京府選舉權正實行部長

各市區町村長殿

「子供に出来る選舉權正双六」ニ貼付スベキ紙製「日ノ九國旗」ニ關スル件

首記紙製「日ノ九國旗」ハ各投票所ニ於テ投票人ニ配付スルコトト相成居候得共各種ノ事情ニ依リ父兄等ヨリ交付ヲ受ケザル兒童等ニ對シテハ學校ニ於テ適當ニ交付スルコトト致候條學校ヨリ請求アリタルトキハ適當ニ配付相成候條致度

追而之カ爲不足ヲ生ジタル場合直ニ本部ニ請求相成度

昭和十一年六月三日

東京府總務部長
東京府學務部長

各小學校長殿

「子供に出来る選挙票正及六」貼付スヘキ紙類日ノ九國旗ニ關スル件
標記「日ノ九國旗」ハ各投票所ニ於テ投票人ニ配付スルコト相成居リ候
得共各種ノ事情ニ依リ父兄等ヨリ之カ交付ヲ受ケサル兒童ニ對シテハ市町村
村ニ之ヲ寄附シ學校ニ於テ此等ノ兒童ニ適當ニ交付相成候様致度
追而兒童ニ及六配付ノ際ハ右ノ旨兒童ニ通知セシメラレ度爲念
子地發第三五九號
昭和十一年六月四日

東京府選挙正實行部長
東京府學務部長

麹町區長殿 北多摩郡各町村長殿

「子供に出来る選挙票正及六」並及六ニ貼付スヘキ紙類日ノ
九國旗ノ配付ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ兼ニ夫々通達致候處貴選挙區ハ今同無投票區ト相成
候ニ就テハ及六並及六ニ貼付スヘキ日ノ九國旗ハ特レモ之ヲ學校ニ於テ各兒
童ニ配付相成候様致度尙之ガ配付ニ當リテハ及六ハ成ルベク早期ニ之ヲ配付
シ又日ノ九國旗ハ選挙票正及六ニ之ヲ配付シ以テ及六ヲシテ蓋蓋アラシムル様
特ニ御留意相成度
追而本件ハ此旨各小學校長ニ御示達相成候様
子地發第三五六號
昭和十一年六月三日

東京府總務部長
東京府學務部長

各公立小學校長殿

小學兒童ニ對シ選挙票正ニ關スル綴方課題ノ件

府會議員總選挙期日(六月十日)モ愈々近迫致候處選挙票正ノ普及徹底方
ニ付テハ從來諸種ノ方途ヲ講ジ居候得共今般更ニ兒童ヲ適シテ之ガ端正上特
ニ筆權防止ノ實效ヲ舉ゲ度別途「子供に出来る選挙票正及六」ヲ配付致候ニ
付適當ノ時間ヲ利用シ筆ト説明ヲ加ヘ左記選挙票正ニ關スル綴方課題事項ニ
依リ各該該兒童ニ洩レナク課題シ夫々御座現ノ上期限迄ニ本府選挙票正實
行部ヘ到達致候様御取計相成候様及御依頼也
追而要項中四ノ案並方法ノ悉市區各該校會ニ於テノ案並場所ハ作品募集上
ノ便宜ヲ圖リ適宜各該校會ニ於テ御選定相成度

選挙票正ニ關スル綴方課題要綱

一、課題時期

東京府選挙票正實行部ヨリ配布シタル「子供に出来る選挙票正及六」ヲ各兒
童ニ配布シ之ニ付教師ヨリ説明ヲ與ヘタル後選挙票正(大體選挙期日前三
日トス)

二、課題題

「子供に出来る選挙票正及六」ヲ利用セシムルコトヲ主眼トシ大體左記ノ如
キ課題トスル

子供に出来る選挙票正
選挙票正及六ヲ裁イテ
選挙票正ト私達
及六ヲ父母兄弟ニ見テ裁イテ
選挙票正ノ話ヲ聴イテ
オ父様オ兄様ト裁正及六ヲシテ
オ友達ト裁正及六ヲシテ
三、課題學年
府内(八歳以上)小學校(高等科ヲ含ム)二年以上ノ兒童
四、案並方法

1 東京市ニアリテハ各學級ヨリ一名宛ノ佳作ヲ其ノ學校ニ於テ選ビ更ニ各
區校長會ニ於テ其ノ中ヨリ一學年一名宛ノ優秀作ヲ選ビ之ヲ東京府地方
選挙票正實行部ニ送付ス
2 八王子市ニアリテハ前項「區校長會」ヲ「市校長會」トスル外同方法ニ
依ルコト
3 都ニアリテハ前項「市校長會」ヲ「郡校長會」トスル外同方法ニ依ル
コト
4 府實行部ニ送付シタル優秀作ハ府實行部ニ於テ之ヲ案並シ各學年ヨリ十
名宛ヲ選出シ之ヲ取懸メ選挙票正運動ノ記録トシテ單行本ニ印刷シ之ヲ
一般ニ配布シテ教育上ノ資料ニ供ス
5 府實行部ノ案並ハ知事ノ囑託シタル府總務部長、府學務部長、府學務課
長、府地方課長、府學務課長、府視學官、府視學、市視學、三師範附屬
主事、四尋之ニ當ルコト
五、賞品
各學校ニ於テ選ビタル佳作ニハ府實行部作成ノ「メダル」ヲ、校長會ニ於テ

選出シタル優秀作ニハ知事ノ賞状ヲ授與スルコト

六、選出期限

1 各學校ニ於テ選出シ校長會ニ提出スル期限ハ六月十五日限リトスルコト
2 校長會ニ於テ選出シ府實行部ニ送付スル期限ハ六月二十五日限リトスルコト

3 府ノ審査結果ハ大體七月十日迄ニ之ヲ發表スルコト

4 期限迄ニ提出ナキモノハ該賞ナキモノトシテ取扱フコト

七、府實行部ニ提出シタル審査方法

1 府實行部ニ提出シタルモノハ之ヲ返付セズ

2 單行本ニ載録セラレタルモノノ作品ノ著作權ハ本府ニ歸屬スルコト

子地發第三七八號

昭和十一年六月五日

各市町村長殿

婦人團體等ノ街頭宣傳ニ關スル件

東京府選舉正實行部長

六月十日施行ノ府會議選舉ヲ目標ニシ適正政黨防止ノ徹底ヲ圖ル爲府下一齊ニ婦人團體男女青年團女學生等ニ依リ街頭宣傳ヲ實施スル條左記要項等ノ上至急御指置相成度

記

一、主催者 各市町村及各種團體

二、宣傳期日 六月九日午後一時ヨリ開始、六月十日實施ノ場合ハ午前中

三、宣傳方法 婦人團體等ノ兼テ協賛ヲ爲シ宣傳方法、宣傳物、宣傳場所等ヲ定ムルコト

四、宣傳場所 成ルベク人通りノ多い場所ヲ選ビ兼テ所轄警察署ニ届出シ

五、宣傳物 成ルベク印刷物マツチ等ヲ用フルコト府實行部ヨリハ宣傳

六、經費 比ヨ、八王子市及區ハ各二萬枚、町村ハ五千枚ヲ送付ス

子地發第三九三號

昭和十一年六月十一日

東京府選舉正實行部長

東京府警察部長

各市町村長 大島八丈支廳長殿

選舉正進行ニ關スル件依命通達

選舉正進行ニ關スル件依命通達
選舉正進行ニ關スル件依命通達
紙ノ通過線有之候條此段及移轉候也

内務省發地第三五號

昭和十一年五月二十一日

内務省地方局長
内務省警保局長

東京府知事殿

選舉正進行ニ關スル件依命通達

選舉正進行ニ關スル件依命通達
選舉正進行ニ關スル件依命通達
標トシ直接ニ選舉ノ爲正ヲ圖ルニ主カテ注ガタルモ、今後ニ於テハ更ニ進シテ平素ニ於ケル國民ノ公民的教化訓練ニ力ヲ致シ以テ選舉正ノ基礎ヲ培養シ其ノ根柢ヲ鞏固ナラシムルト共ニ併セテ地方自治ノ淨化刷新ヲ圖リ國民精神ノ作興ニ資セシムルノ要アリト存候ニ付テハ大體左記要綱ニ依リ夫々地方ノ事情ヲ斟酌シ最モ適切ナル方策ヲ講ゼラルル様致度

記

一、今般衆院議員、府縣會議員、市町村會議員等ノ選舉ノ行ハルル機會ニ於テハ大體從テ於ケル同様ノ方法ヲ以テ選舉正進行ヲ行フモ通達平

素ニ於ケル公民教育ニ力ヲ注ギ平素ニ於ケル公民道ノ確立振作ヲ圖リ、國民ノ總

テヲ時代ノ要求ニ適合シタル健全有爲ノ公民タラシムルニ努ムルコト

二、公民道ノ確立振作ヲ主眼トスル平素ノ教化訓練ニ於テハ、單ニ選舉正止

ラズ廣ク政治及自治ニ關シ今日ノ國民トシテ必要ナル知識ヲ普及スルコト

共ニ、公共的精神、政治的責任觀念ヲ喚起振作シ以テ更始一新ノ

風ニ於ケル公民トシテノ德操ヲ培養スルニ努メ、而シテ地方自治ノ淨化

刷新ヲ圖ラシムルニ依リ實踐的訓練ヲ積マシムルコト

三、前項ノ事項ヲ實施スルニ付テハ、必要ナル印刷物ヲ作成配布シ講演會、

講習會等ヲ開催シ殊ニ所謂指導者ノ養成及教育ノ爲ニスル講習會等ヲ開

催スルニ要アルハ固ヨリナラモ、更ニ恒久策トシテ市町村（選舉正）

委員會及部落又ハ町内（懇談）會ノ普及發達ニ力ヲ致シ之カ指導ニ遺憾

ナキヲ期スルコト

四、市町村委員會及部落（又ハ町内）會ノ指導ニ付テハ道府縣選舉正委員

會等ノ意見ヲ徴シ夫々地方ノ實情ニ應ジテ適切ナル方針ヲ樹ツベキモ、

之カ組織機能等ニ付テハ大體左ノ各號ノ趣旨ニ依リ整備充實ヲ圖ルコト

(4) 市町村委員会

(1) 設置 特別ノ事情ナキ限り全市町村ニ普及セシムルコト尙從來
經濟更正、教化等ニ關スル委員會ノ類ガ存スルトキハ成ルベク此等
ト合體セシメ單一ノ組織ト爲サシムルノ方針ヲ採ルコト

(2) 名稱 適宜

(3) 組織 市町村長ヲ中心トシ市町村內ニ於ケル各方面ノ有力分子
ヲ網羅セシムルコトトシ殊ニ各種團體幹部及小學校教職員ヲ参加セ
シムルコト兩シテ委員ノ選任ニ付テハ或ハ地方長官ノ承認ヲ經テ市
町村長之ヲ委嘱シ或ハ市町村長ノ推薦ヨリ地方長官之ヲ依嘱スル等
成ルベク市町村長ト地方長官トノ双方ノ意思ヲ圖與セシムルコト

(4) 機能 公民道ノ確立製作ニ依リ政治及自治ノ刷新ヲ圖ルコトノ
外成ルベク經濟更正、生活改善等他ノ共同活動ニ關スル事項ヲモ其
ノ機能中ニ包括セシムルコトトシ、少クトモ此等ニ關スル諸組織ト
緊密ナル連絡ヲ保タシムルコト

(P) 部落會

(1) 名稱 適宜

(2) 區域 事情ニ應ジ部落又ハ更ニ小ナル區域ニ依ラシメ或ハ又部
落ト更ニ小ナル區域トノ双方ニ設ケシムルモ可ナルベキコト

(3) 組織 成ルベク區域內ノ全住民ヲ参加セシムルコト尤モ部落ト
更ニ小ナル區域トノ双方ニ設ケル場合ニ於テハ上段ノモノハ區域內
ノ各種團體幹部其ノ他有力者ヲ以テ之ヲ組織スルガ如キモ可ナルベ
キコト

(4) 機能 市町村委員會ニ準ズルモ、定例的ニ會合ヲ催サシムルコ
ト

五、大都市ニ於ケル平素ノ公民的教化訓練ニ付テハ前二項ノ趣旨ニ準ジ都市

ノ實狀ニ應ジテ最も有效適切ナル方法ヲ講ズルコト
子地發第三七九號
昭和十一年六月五日

東京府選舉權正實行部長
東京府學務部長

各高等女學校校長殿

投票總務部スター貼付方依頼ノ件

拜啓府會議決選舉期日(六月十日)モ愈々近迫致候處前同ノ府會議決選舉
ノ成績ニ概シ今同ハ特ニ棄權防止ニ付一層注意ヲ喚起スル必要有之候爲別紙
ノ如キ宣傳ビラヲ作製シ之ヲ特ニ府內公私立高等女學校生徒ニ貼付セシメ
ハ以テ將來ノ母性ニ對スル府民トシテノ公民的訓練ノ一助ニモ資シタキ次第
ニ付可然指導ノ上凡ソ左記ニ依リ貼付方御意相煩度及御依頼候也
追而貼付ノ場所ハ電柱、梁等其ノ他默認スル適所トスルコトニ付テハ警視
廳ノ了解ニ付爲念

一、貼付ノ日時

六月十日早朝ヨリ午前中ニ之ヲ了スルコト

二、貼付ノ場所

公衆ノ目ニツキ易キ公私建物又ハ柱、塀等(特ニ禁止
シタルモノヲ除ク)

三、貼付ノ區域

別ニ定メス通學ノ途上成ルベク人通りノ多キ所ニ

四、貼付後ノ處理

自己ノ貼付シタルモノハ勿論他ノ人ノ貼付シタルモノ
ト案十日後ハ速カニ之ヲ撤去シ自宅又ハ學校ニ持來リ
紙屑ニ準ジ處理スルコト

五、經費

學校及生徒ノ勞力奉仕トス
生徒ヲシテ貼付セシメル場合ハ特ニ注意ヲ與ヘ之ガ爲
察書ヲ生ゼシムルガ如キコトナキヲ期スルコト

六、注 意

第四編 警視廳に於ける運動の概況

、本廳に於ける選舉正運動の概要

府會議員選舉を目標とする選舉正運動に對しては府市と連絡協調を保ち舉應一體となりて選舉正の徹底を期したり。

(一) 選舉正強調週間

東京府に於て選舉正強調週間を五月十三日より十九日までと決定するや直に各警察署長に對し連絡協調を保ちて選舉正運動の實績を擧ぐべき旨を指示して目的の達成に努力せり

(二) 選舉正運動に對する協力方訓示

五月十三日石田警視總監は廳内會議室に官房主事各部長以下廳員を集めて選舉正の趣旨及之が取締並連絡協調方を訓示し各警察署長亦署員を集めて同一趣意の訓授を爲し以て其の徹底を期したり

(三) 警察署長會議

五月二十五日府會議員選舉取締に關する警察署長會議を開きて眞に公平妥當なる取締を爲し非難を受くるが如きことなき様訓示並指示せり

(四) 選舉正大會

六月七日日本所兩國國技館に於て開催せられたる東京市選舉正大會には當廳より石田警視總監、今松官房主事、高野刑事部長、堀搜查第二課長、高木情報係長等出席し石田總監は選舉正に關する講演を爲したり

(五) ラヂオ放送

六月八日石田警視總監は選舉正に關するラヂオ放送を爲したり

二、警察署に於ける選舉正運動の概要

管下各警察署に於ては府市區町村其の他各種團體と連絡協調を保ちて選舉正の實績を擧揚することに努め凡ゆる選舉正講演會、懇談會、座談會等には孰れも署長又は代理者出席して其の目的達成に努力せり
各警察署單獨主催のものを擧ぐれば左記の通なり。

選舉正運動ノ經過		要	
月	日	行	場
三月	十二日	百多摩郡小倉木小學校ニ於テ選舉正講演會開催	青森警察署長講演
	十三日	同 小町内小學校ニ於テ選舉正講演會開催	同
	十四日	同 國右小學校ニ於テ選舉正講演會開催	同

月	日	行	要
四月	二十五日	本所官同警察署長等ニ於テ區内各長等ヲ集メ選舉公正議決會開催	本所官同警察署長等
四月	八日	本所官同警察署長等ニ於テ飲食店料理店従業員ヲ集メ選舉公正議決會開催	同
四月	二十二日	向島西枝屋組合事務所ニ於テ西枝屋組合幹部ヲ集メ選舉公正議決會開催	同
四月	二十七日	萩窪警察署ニ於テ町内各長及各種營業組合幹部ヲ集メ選舉公正議決會開催	萩窪警察署長講話
四月	二十八日	南多摩郡川村金井青年俱樂部ニ於テ部落座談會開催	町田警察署長講話
四月	二十九日	忠生村八幡宮ニ於テ部落座談會開催	同
五月	一日	町田町本町田分教場ニ於テ選舉公正議決會開催	町田警察署長講話
五月	二日	南多摩郡南村成瀬南小學校ニ於テ選舉公正議決會開催	同
五月	三日	金澤南館ニ於テ選舉公正議決會開催	同
五月	四日	鶴岡青年俱樂部ニ於テ選舉公正議決會開催	同
五月	五日	南村小學校ニ於テ選舉公正議決會開催	同
五月	六日	高ヶ坂共同幼稚園ニ於テ部落座談會開催	同
五月	七日	南大谷青年俱樂部ニ於テ部落座談會開催	同
五月	八日	忠生村警察署ニ於テ部落座談會開催	同
五月	九日	南村西間公會堂ニ於テ部落座談會開催	同
五月	十日	川村行松竹館ニ於テ部落座談會開催	同
五月	十一日	南村小學校ニ於テ選舉公正議決會開催	同
五月	十二日	忠生村下小山田青年俱樂部ニ於テ部落座談會開催	同
五月	十三日	南村小川青年俱樂部ニ於テ部落座談會開催	同
五月	十四日	町田町本町田分教場ニ於テ選舉公正議決會開催	同
五月	十五日	忠生村西間青年俱樂部ニ於テ部落座談會開催	同
五月	十六日	萩窪警察署ニ於テ町内各長及各種營業組合幹部ヲ集メ選舉公正議決會開催	萩窪警察署長講話
五月	十七日	南多摩郡忠生村木曾觀音堂ニ於テ部落座談會開催	町田警察署長講話
五月	十八日	町田小學校ニ於テ選舉公正議決會開催	同
五月	十九日	町田公會堂ニ於テ選舉公正議決會開催	同
五月	二十日	町田共同幼稚園事務所ニ於テ選舉公正議決會開催	同
五月	二十一日	町田町妙延寺ニ於テ選舉公正議決會開催	同
五月	二十二日	本所太平警察署ニ於テ町内各長及各種營業組合幹部ヲ集メ選舉公正議決會開催	本所太平警察署長講話
五月	二十三日	萩窪警察署ニ於テ町内各長及各種營業組合幹部ヲ集メ選舉公正議決會開催	萩窪警察署長講話

二四九

1150

同	十九日	葛飾山本工場ニ於テ従業員選舉正副議長開催	葛飾警察署長講話
同	同	神田區和泉町久保田織工場ニ於テ選舉正副議長開催	神田區世橋警察署長講話
同	同	京橋川島金子工場ニ於テ従業員選舉正副議長開催	京橋川島警察署長講話
同	同	京橋川島警察署ニ於テ警察組合幹部ヲ集メ選舉正副議長開催	同
同	同	芝三田警察署ニ於テ工業従業員代表ヲ集メ選舉正副議長開催	芝三田警察署長講話
同	同	牛込早稲田警察署ニ於テ飲食店組合員選舉正副議長開催	牛込早稲田警察署長講話
同	同	本郷區駒込理化學工業株式會社ニ於テ従業員選舉正副議長開催	本郷區駒込警察署長講話
同	同	同所印刷工場杏林會ニ於テ従業員選舉正副議長開催	同
同	同	下谷凸版印刷株式會社工場ニ於テ従業員選舉正副議長開催	下谷上野警察署長講話
同	同	下谷松坂屋呉服店ニ於テ従業員選舉正副議長開催	同
同	同	澁谷區代々木東京運紙會社工場ニ於テ従業員選舉正副議長開催	代々木警察署長講話
同	同	王子製紙會社王子工場ニ於テ従業員選舉正副議長開催	王子警察署長講話
同	同	王子製紙會社工場ニ於テ従業員選舉正副議長開催	同
同	同	本所錦絲小學校ニ於テ菓子製造業者ヲ集メ選舉正副議長開催	本所太平警察署長講話
同	同	大井警察署ニ各警察組合其ノ他ヲ集メ選舉正副議長開催	大井警察署長講話
同	同	品川區西大崎大島工場ニ於テ選舉正副議長開催	大崎警察署長講話 品川區庶務課長講話
同	同	蒲田石綿スレート工場ニ於テ選舉正副議長開催	蒲田警察署長講話
同	同	南千住東京瓦斯新千住工場ニ於テ選舉正副議長開催	南千住警察署長講話
同	同	王子製紙會社千住工場ニ於テ選舉正副議長開催	同
同	同	葛飾ベルベツト工場ニ於テ従業員選舉正副議長開催	葛飾警察署長講話
同	同	小松川第一小學校ニ於テ各種營業者選舉正副議長開催	講師 小松川警察署長 江戸川區長其ノ他
同	二十日	品川區西大崎星製藥工場ニ於テ選舉正副議長開催	大崎警察署長講話
同	同	品川區下大崎寶塔寺ニ於テ選舉正副議長開催	同
同	同	世田谷警察署ニ於テ貸商組合員ヲ集メ選舉正副議長開催	世田谷警察署長講話
同	同	荒川區南千住製作所ニ於テ従業員選舉正副議長開催	南千住警察署長講話
同	同	寺島警察署ニ於テ管内町會長ヲ集メ選舉正副議長開催	寺島警察署長講話
同	同	南千住新興毛織株式會社ニ於テ選舉正副議長開催	南千住警察署長講話
同	五月二十一日	王子佐藤製粉所ニ於テ選舉正副議長開催	王子警察署長講話
同	同	王子製毛工場ニ於テ選舉正副議長開催	同
同	同	王子金子漆物工場ニ於テ選舉正副議長開催	同
同	同	王子東京セルロイド工場ニ於テ選舉正副議長開催	同
同	二十三日		